

---

---

# 根室市緑の基本計画

---

---

令和5年12月

北海道 根室市

## 1-4. その他の調査

- (1) レクリエーション施設調査-----36
- (2) 景観調査-----38

---

2. 市民意向の把握

## 2-1. アンケート調査の概要

- (1) 調査概要-----44
- (2) 設問設定-----44

## 2-2. 都市計画マスタープラン策定に係わるアンケート調査の結果

- (1) 現状の評価-----45
- (2) 分野別の意向-----49

## 2-3. 新長期総合計画策定に係わるアンケート調査の結果

- (1) 分野別の意向-----51

## 2-4. アンケート調査からの市民意向の整理

- (1) アンケート調査の体系的整理-----52
- (2) アンケート調査からの市民意向の抽出-----53

---

3. 上位・関連計画の方向性

## 3-1. 関係法令の方向性

- (1) 景観緑三法の制定-----54

## 3-2. 上位計画の緑に関連した方向性

- (1) 上位計画の概要-----55
- (2) 第8期根室市総合計画-----55
- (3) 根室都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針-----57
- (4) 北海道広域緑地計画-----58
- (5) 根室市都市計画マスタープラン-----59

## 3-3. 関連計画の緑に関連した方向性

- (1) 関連計画の概要-----62
- (2) 根室市緑のマスタープラン-----62
- (3) 根室市森林整備計画-----64
- (4) 根室港南地区施設整備計画-----66
- (5) 根室市地域防災計画-----68

## 第4章 緑の基本計画

### 1. 緑地の保全及び緑化の目標

#### 1-1. 都市の概況

(1) 都市の位置	90
(2) 都市の位置付け	90
(3) 自然・地形の状況	91
(4) 市街地の状況	91
(5) 公園・緑地の整備の状況	91
(6) 緑化の状況	91

#### 1-2. 基本理念

(1) 根室市都市計画マスタープランとの整合	92
(2) 都市づくりの将来像	93
(3) 都市づくりの基本理念	93
(4) 都市づくりの展開方向	94

#### 1-3. 緑の将来像と基本方針

(1) 緑の将来像	97
(2) 基本方針	97
(3) 施策の体系	101

#### 1-4. 計画のフレーム

(1) 計画のフレーム	102
(2) 計画の目標水準	104

### 2. 緑地の配置方針

2-1. 緑地の配置方針の概要	105
2-2. 環境保全系統の緑地の配置方針	106
2-3. レクリエーション系統の緑地の配置方針	108
2-4. 防災系統の緑地の配置方針	110
2-5. 景観構成系統の緑地の配置方針	112
2-6. 総合的な緑地の配置方針	114

### 3. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

#### 3-1. 施設緑地の整備目標及び配置方針

(1) 都市公園	116
(2) 公共施設緑地	118



## 1-1. 計画策定の目的

都市における緑とオープンスペースは、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等、多様かつ重要な機能を有しており、このような緑とオープンスペースを保全、創出、育成することによって、自然と共生する緑豊かな都市を形成し、安全で快適な質の高い生活環境を整備するため、緑とオープンスペースに関する諸施策を総合的に推進していくことが必要とされ、平成6年に都市緑地保全法(都市緑地法として平成16年6月公布、12月施行されたため、以下「都市緑地法」という。)の改正によって、「緑の基本計画」が創設されました。

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定されている「**緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画**」であり、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を策定する緑とオープンスペースの総合計画となっています。

根室市(以下「本市」という。)は、これまでに都市計画の施策として「根室市緑のマスタープラン」に基づき公園・緑地の整備に力を入れてきましたが、「緑の基本計画」創設の背景と趣旨を踏まえ、本市における「第8期根室市総合計画」、「根室市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画の基本的な方針と整合を図りつつ、本市における緑地の保全や公園・緑地の適正な配置及び緑化の推進など、緑全般についての将来的なあるべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ横断的に推進することを目的として、『**根室市緑の基本計画**』(以下、「本計画」という。)を策定します。

従って、本計画は、都市緑地法を根拠法令として、本市における「根室市都市計画マスタープラン」の基本方針に基づく緑全般に関する基本方針として策定します。

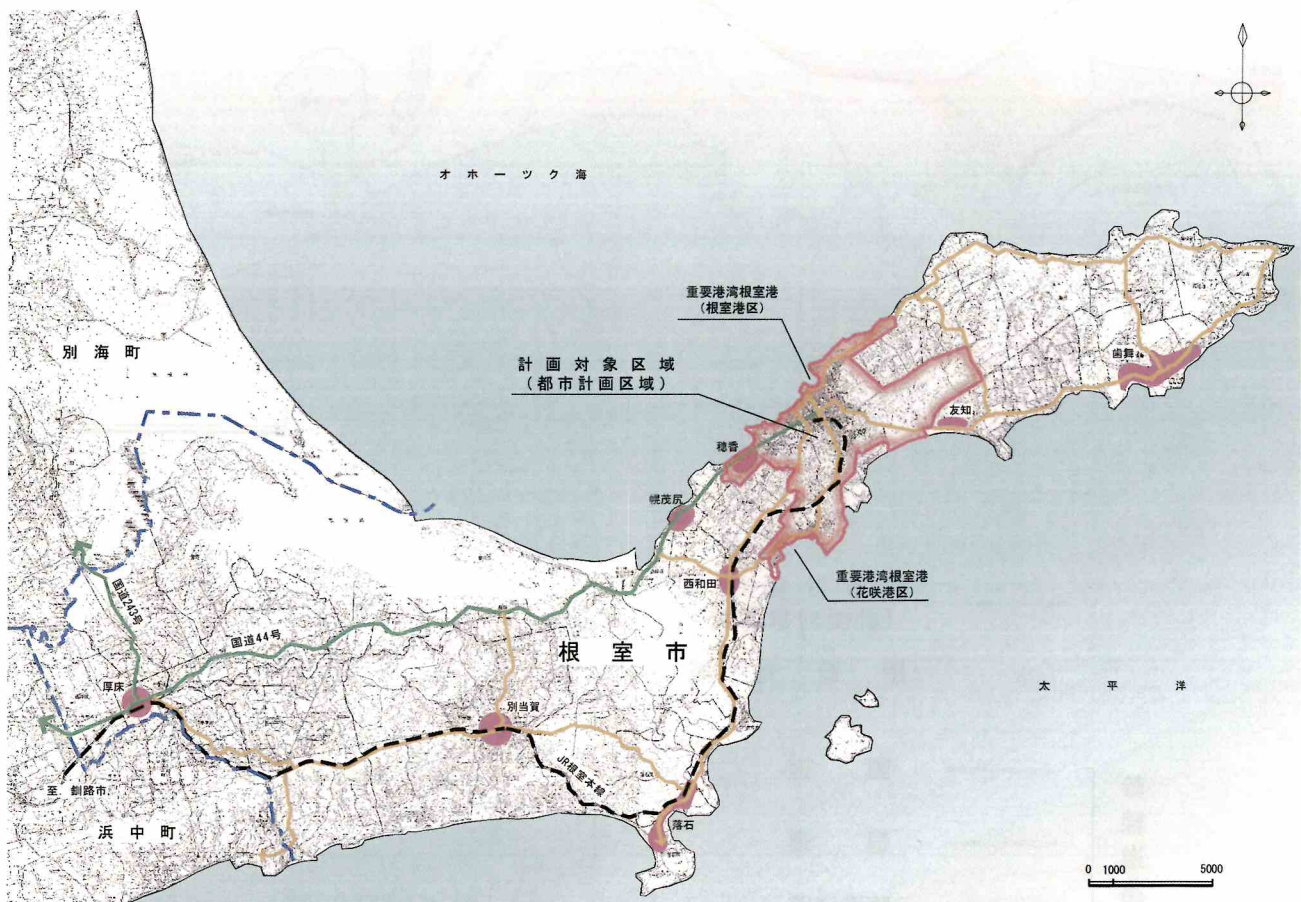
1-3. 計画の対象区域







本計画の対象区域は、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進を図る本計画の目的を踏まえ、**根室都市計画区域(約3,418ha)**を計画対象区域として設定します。

また、都市計画区域に隣接して都市計画的な施策を計画する必要がある場合や対象区域外であっても本市の緑に関する都市づくりに重要な地域・地区・緑地については、計画対象区域内と考えるものとします。

計画対象区域となる根室都市計画区域の位置は、次に示すとおりです。

■根室市における計画対象区域の位置図



- |   |                    |   |     |
|---|--------------------|---|-----|
|  | 行政区域               |  | 国 道 |
|  | 計画対象区域<br>(都市計画区域) |  | 道 道 |
|  | 主な集落地              |  | 鉄 道 |

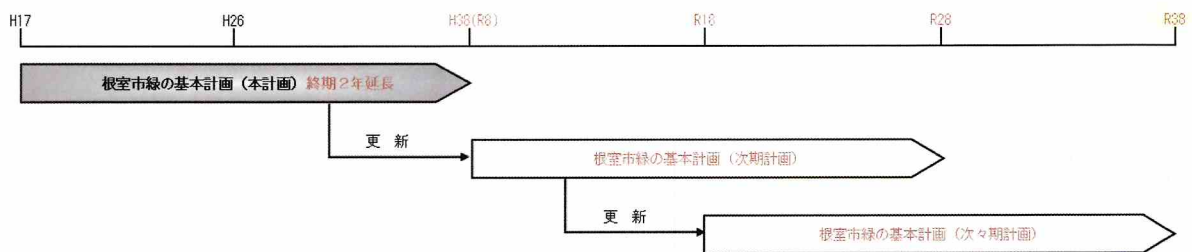
## 1-4. 計画の目標年次

本計画は、都市マスの基本的な方針に即するという位置付けから、都市マスとの整合性を図るため都市マスの目標年次と同じ平成17年度から概ね20年後の**令和8年度（西暦2026年度）**までを目標年次として設定します。

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮した現実的な計画とするため、目標年次の中間年となる概ね10年後の平成26年度前後には計画全体を見直し、さらにその20年後を目標とする時代のニーズに即した計画へと更新していくものとします。

計画期間の考え方のイメージは、次の図に示すとおりです。

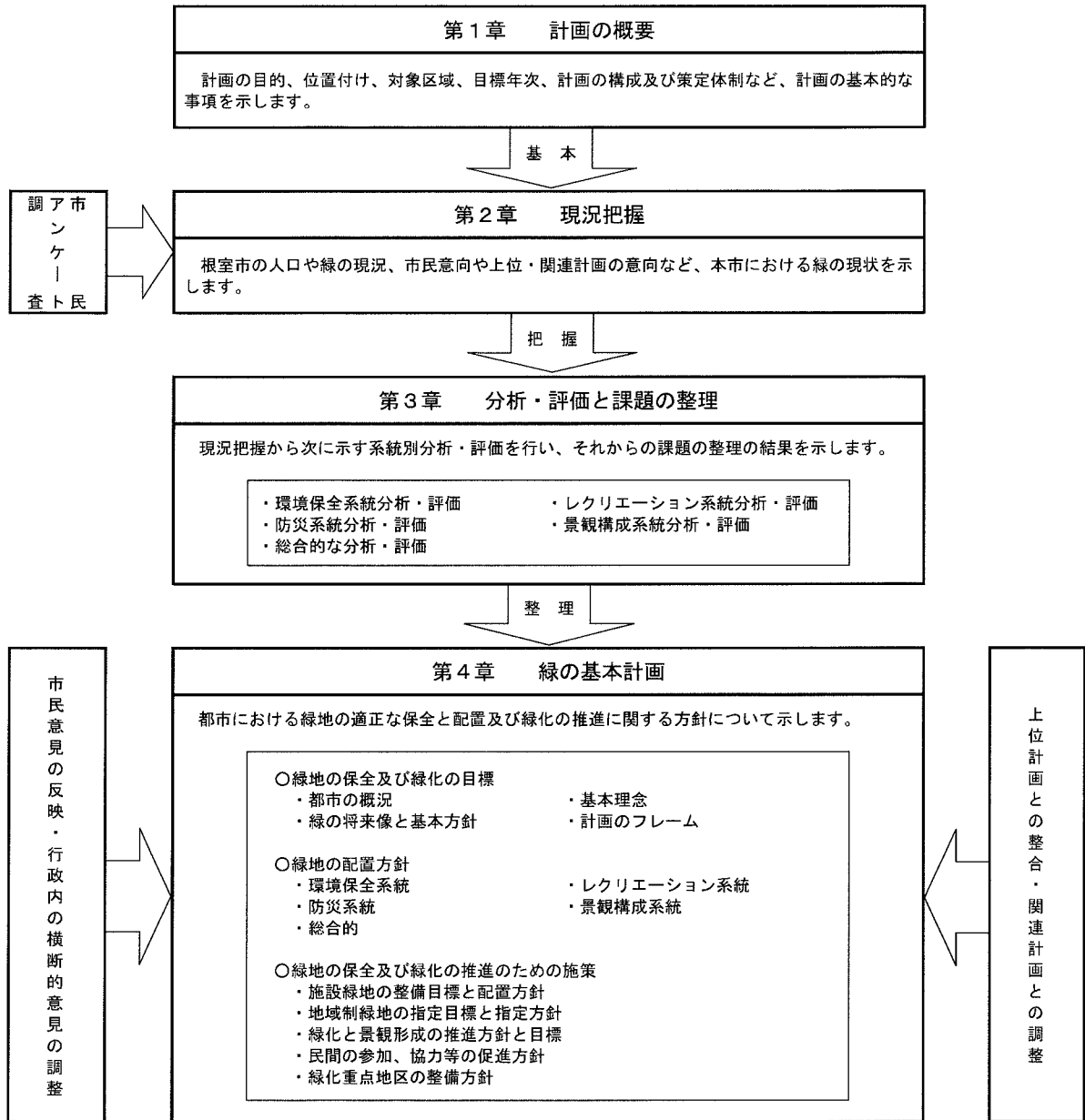
## ■計画期間の考え方



2-1. 計画の構成

本計画の基本的な構成の内容は、次に示すとおりです。

■計画の構成





2. 計画の構成と策定体制

2-3. 計画の策定経緯

本計画は、平成12年度から策定準備に取りかかり、実質的には平成14年度から策定に着手し、平成17年7月に根室市都市計画審議会からの答申を受け、同年8月に北海道知事に通知したことによって策定を完了し、市民にその内容を公表しています。

■計画の策定経緯

年月日	主な策定経緯			
	都市計画マスタープラン（緑の基本計画）	第8期根室市総合計画		
平成12年	5月22日～6月30日	まちづくりに関する意見募集（市役所1階ロビー）		
	7月1日～7月31日	まちづくりに関する意見募集（総合文化会館1階ロビー）		
	8月22日～9月21日	まちづくりに関する意見募集（図書館閲覧室）		
	10月4日	第1回意見募集の会（19時00分 総合文化会館）		
	11月1日	「広報ねむろ」で意見募集の会の開催案内記載		
	11月8日	第2回意見募集の会（13時30分 市役所大会議室）		
	11月14日	第3回意見募集の会（13時30分 市役所大会議室）		
平成13年	11月15日	第4回意見募集の会（10時00分 市役所大会議室）		
	2月20日	JC街づくり懇談会（19時00分 日専連ビル）		
平成14年	4月1日	「広報ねむろ」4月号にマスタープラン特集		
	2月8日	策定協議会設置要綱制定		
	2月22日	策定委員会設置要綱制定		
	7月4日	都市計画マスタープラン策定協議会委員一般公募		
	7月16日	都市計画マスタープラン策定協議会委員一般公募締切り		
	8月1日	市民アンケート実施（送付）		
	8月24日	市民アンケート回収完了		
	10月18日	根室市都市計画マスタープラン策定協議会委員委嘱		
	11月8日	第1回根室市都市計画マスタープラン策定協議会開催		
	11月13日	JCとの街づくり懇談会		
	平成15年	2月17日		第1回総合計画策定本部会議開催 市職員対象まちづくりアンケート実施
2月27日			第1回総合計画策定委員会開催	
2月28日		第2回根室市都市計画マスタープラン策定協議会開催		
5月1日			市民アンケート実施（送付）	
8月6日		第3回根室市都市計画マスタープラン策定協議会開催		
8月8日			市職員（管理・監督者）研修会開催	
9月5日		基本構想（案）についての市民アンケート実施（送付）		
9月16日			第2回総合計画策定本部会議開催	
9月19日		基本構想（案）についての市民アンケート回収完了		
9月26日			第1回まちづくり市民会議開催（全体会議）	
10月17日			第1回北西市街地地区地域懇談会開催	
10月30日			第1回中都市街地地区地域懇談会開催	
11月11日			第1回花咲港市街地地区地域懇談会開催	
12月24日			第2回総合計画策定委員会開催	
平成16年		2月3日		第2回北西市街地地区地域懇談会開催
		2月6日		第2回中都市街地地区地域懇談会開催
		2月9日		第2回花咲港市街地地区地域懇談会開催
	2月26日	第4回根室市都市計画マスタープラン策定協議会開催		
	3月30日		第2回まちづくり市民会議開催（全体会議）	
	9月1日		第3回まちづくり市民会議開催（全体会議）	
	9月3日		まちづくり市民会議から「まちづくり提言書」が提出	
	9月6日		第3回総合計画策定本部会議開催 第3回総合計画策定委員会開催	
	12月24日		第4回総合計画策定委員会開催	
	12月27日		第4回総合計画策定本部会議開催	
平成17年	1月25日		第5回総合計画策定本部会議開催	
	2月10日	第5回根室市都市計画マスタープラン策定協議会開催		
	2月14日		第6回総合計画策定本部会議開催	
	2月15日		第7回総合計画策定本部会議開催	
	2月21日	第6回根室市都市計画マスタープラン策定協議会開催		
	3月25日		第8回総合計画策定本部会議開催 基本構想案を定例市議会に提案	
	3月29日	都市計画審議会に素案提示		
	4月15日		第1回根室市総合計画審査特別委員会開催	
	4月27日	北海道との事前協議		
	5月9日		第2回根室市総合計画審査特別委員会開催	
	5月10日		第3回根室市総合計画審査特別委員会開催	
	5月23日		第4回根室市総合計画審査特別委員会開催	
	5月31日		第5回根室市総合計画審査特別委員会開催	
	6月6日		第6回根室市総合計画審査特別委員会開催 根室市議会採決	
	6月16日	北海道との事前協議調整完了		
	6月21日		根室市議会定例会で議決	
	7月6日	第7回根室市都市計画マスタープラン策定協議会開催		
	7月7日	策定協議会から市長に原案を具申		
	7月8日～7月21日	パブリックコメント		
7月11日	都市計画審議会に原案を諮問			
7月25日	都市計画審議会から原案承認の答申			
8月 日	北海道知事に計画策定を通知			

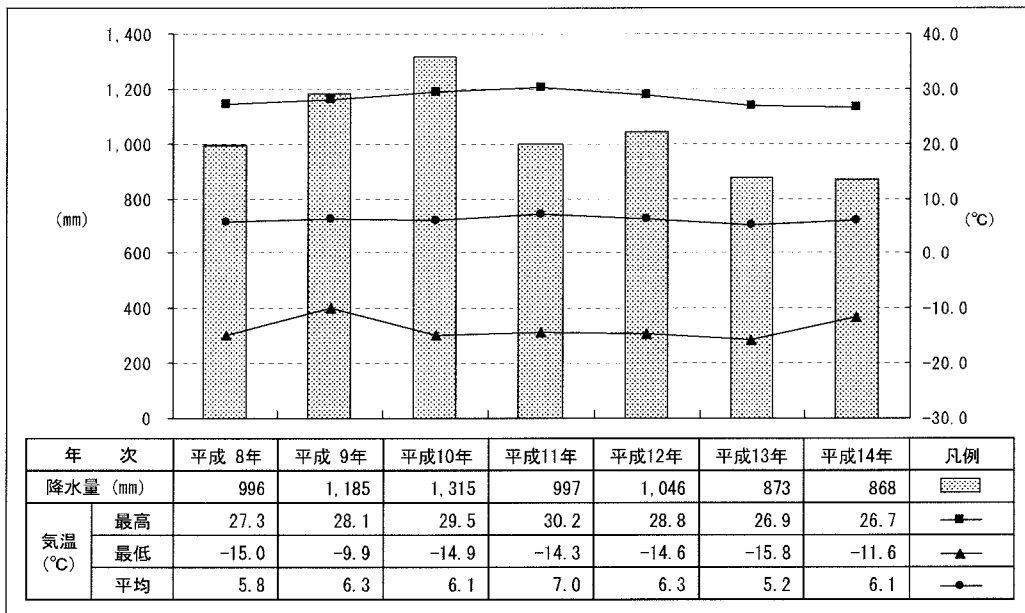
1-1. 自然的現況調査

(1) 気象環境調査

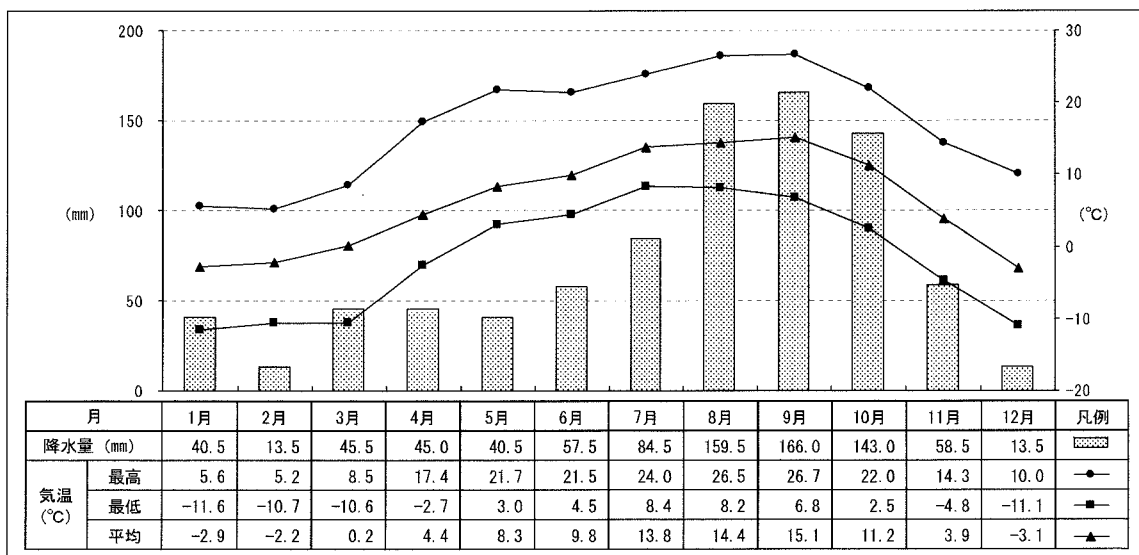
本市の気候は、年間を通して比較的冷涼で、本市を含む釧根地方は亜寒帯気候といわれています。

春季は移動性高気圧と気圧の谷が交互に通るため周期的に天気が変わりやすく、夏季は近海を流れる親潮寒流の影響から低温曇雨天となり海霧が多発します。秋季は天気は周期的に変わりやすいものの回復が早いため年間を通じ最も快適な季節となっていますが、冬季は西高東低の冬型気圧配置が卓越し晴天乾燥の日が多くなり、厳しい寒気に見舞われます。

■ 気象概況



■ 平成14年度の気象概要



# 1. 現況調査

## (3) 緑の現況調査

本計画対象区域内の森林は、主にハンノキ、イタヤカエデ等が植生しており、タンネ沼、オンネ沼の良好な水辺環境の周辺には良好な樹林地が形成されています。

また、農地は、主に牧草地となっており、民有地の植栽地は鉄道防雪林が主な植栽地となっています。

### ■緑の現況概要

区 分	用途地域内 ①		用途地域外 ②		都市計画区域 ①+②		備 考
	面積 (ha)	用途地域に 対する割合 (%)	面積 (ha)	用途地域外 に対する割合 (%)	面積 (ha)	都市計画区域 に対する割合 (%)	
森 林	9.50	0.8	576.10	26.3	585.60	17.1	森林法における保安林及び地域森林計画対象民有林
農 地	—	—	719.00	32.9	719.00	21.0	農地法における農用地区域（主に牧草地）で森林地域との重複地を除く
水面・水辺・湖沼	—	—	91.10	4.2	91.10	2.7	タンネ沼、オンネ沼、南部沼
都市公園の植栽地	12.00	1.0	1.06	0.0	13.06	0.4	
公共公益施設の植栽地	1.03	0.1	—	—	1.03	0.0	北斗小学校、柏陵中学校の学校林 花咲港区西浜地ふれあい広場
民有地の植栽地	11.80	1.0	3.20	0.1	15.00	0.4	金刀比羅神社、花咲港金刀比羅神社、市杵島神社（弁天島）、鉄道防雪林
合 計	34.33	2.8	1,390.46	63.6	1,424.79	41.7	

※面積は図面計量による。

注) 用途地域面積 (1,230.1ha)、用途地域外面積 (2,187.9ha)、都市計画区域面積 (3,418ha)

注) 割合の数値は四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

## (4) 動物相調査

本計画対象区域内には、市街地に隣接し、タンネ沼、オンネ沼の良好な水辺環境の周辺地に野鳥の集団渡来地として、北海道指定の「根室丹根沼水源地鳥獣保護区」が位置しています。

### ■鳥獣保護区の概要

名 称	区 分	面 積	期 間	備 考
根室丹根沼水源地 鳥 獣 保 護 区	道指定鳥獣保護区	572ha	平成12年10月1日 ～ 平成22年9月30日	集団渡来地

資料：平成15年度 鳥獣保護区等位置図

## (5) 水系調査

本計画対象区域には、大きな河川はなく、小河川が縦横に多数の河川が流れています。

## ■水系の概要

対図 番号	河川名	河川種別	区域内における河川の概ねの距離 (m)			備 考
			用途地域内 ①	用途地域外 ②	都市計画区域 ①+②	
1	コ タ ン ケ シ 川	普通河川	—	2,274	2,274	
2	ニ 番 川	"	—	798	798	
3	一 番 川	"	669	—	669	
4	上コタンケシ川	"	—	1,077	1,077	
5	ネムロベツ川	"	1,773	1,558	3,331	
6	温 根 沼 川	"	—	1,242	1,242	
7	温根沼第1川	"	—	682	682	
8	丹 根 沼 川	"	—	3,056	3,056	
9	南 部 川	"	228	2,556	2,784	
10	西 月 ケ 丘 川	準用河川	2,096	1,855	3,951	
11	ハ ッ タ リ 川	"	1,219	1,432	2,651	ハッターリ川水系
12	マ ツ ウ ラ 川	"	340	2,602	2,942	
13	第一ホニオイ川	普通河川	208	2,211	2,419	
14	第二ホニオイ川	"	—	2,346	2,346	
15	オワッタラウシ川	"	—	1,667	1,667	
16	花 咲 川	"	983	—	983	
17	オッカイベツ川	"	659	—	659	
合 計			8,175	25,356	33,531	

※河川の距離は図面計量による。

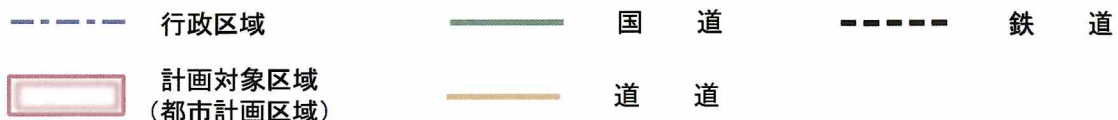
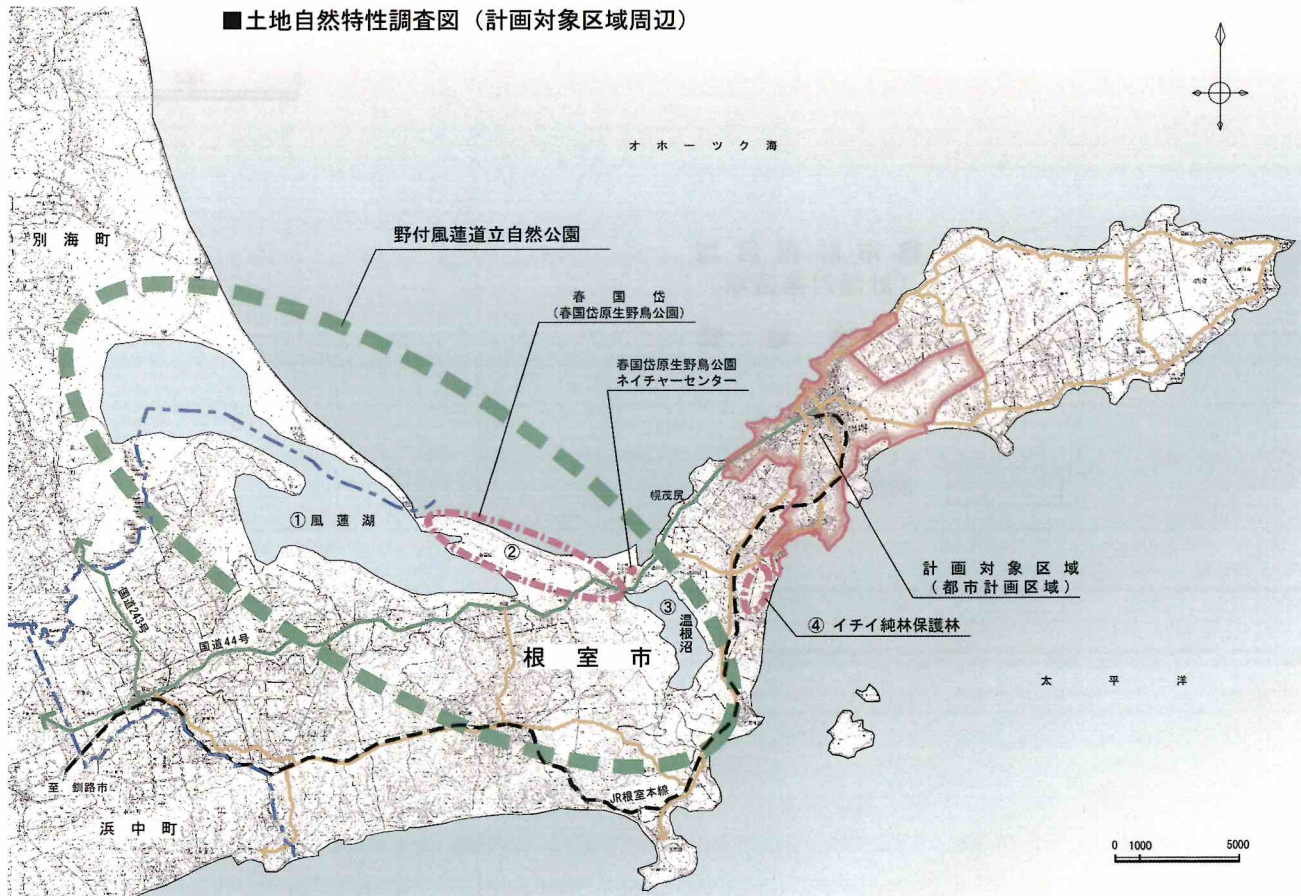
(6) 土地自然特性調査

本計画対象地域内及び周辺地域における土地自然特性は、良好な自然環境を有する野付風蓮道立自然公園など、本市の気候・風土をあらわすものが中心となっており、次のとおりとなっています。

■土地自然特性の概要

対図番号	特性区分	名称	面積 (ha)	概要	備考
1	良好な植物群落、野生動物生息地等	風 蓮 湖	—	根室半島のつけ根に位置する野付風蓮道立自然公園の中にあり、広大な湿原や森林、砂丘など変化に富んだ自然環境が広がっている。国内最大の白鳥の飛来地としてだけでなく、春国岱と合わせると日本で観ることができる半数以上の約300種の野鳥が観察される野鳥の楽園として、全国的に知られている。	区域外
2		春 国 岱 (春国岱原生野鳥公園)	—		"
3		温 根 沼	—		"
4	良好な植物群落、野生動物生息地等	イチイ純林保護林	—	天然のイチイが高密度で純林を形成し、極めて特異な植物群落であることから植物群落保護林として指定されている。	"
5	良好な地形・地質を有する土地等	根 室 車 石	—	粗粒玄武岩で形成され放射状構造となっている奇岩で国指定の天然記念物に指定されている。	区域内
6	良好な植物群落、野生動物生息地等	根室丹根沼水源地 鳥 獣 保 護 区	572.0	北海道指定の「根室丹根沼水源地鳥獣保護区」となっており、水源地であるタンネ沼とオンネ沼の良好な水辺地が野生鳥獣の良好な生息地となっている。	"
	良好な水辺地・湧水池等	タンネ沼、オンネ沼			"
7	伝統的、歴史的風土を代表する緑・水辺等	市杵島神社(弁天島)	3.2	神社及びその周辺の緑地は、本市の歴史と伝統を代表する一体的な緑地となっている。	区域外
8		金 刀 比 羅 神 社	2.2		区域内
9		花咲港金刀比羅神社	0.5		"
10	伝統的、歴史的風土を代表する緑・水辺等	西月ヶ岡遺跡 市 民 の 森	13.7	大小約350個の竪穴群が密集し、月面のクレーターを想わせる遺跡が位置しており、その周辺地は良好な樹林地となっており、市民の森として保全及び植樹が行われている。	"

■土地自然特性調査図(計画対象区域周辺)



## 1-2. 社会的現況調査

## (1) 人口・面積調査

## ①人口の総数及び増加数

本市の総人口は、昭和50年をピークとして減少傾向となっており、平成12年の国勢調査では33,150人となっています。

また、都市計画区域及び用途地域における人口も行政区域の人口減と同様の傾向となっています。

## ■区域別人口の推移

(単位：人、%)

区 分	昭和60年	S60~H2		平成2年	H2~H7		平成7年	H7~H12		平成12年
		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率	
行政区域	40,675	-3,763	-9.3	36,912	-1,978	-5.4	34,934	-1,784	-5.1	33,150
都市計画区域	34,457	-4,079	-11.8	30,378	-1,269	-4.2	29,109	-1,989	-6.8	27,120
用途地域	32,422	-3,426	-10.6	28,996	-1,244	-4.3	27,752	-1,256	-4.5	26,496
D I D 地区	25,015	-3,041	-12.2	21,974	-1,229	-5.6	20,745	-1,166	-5.6	19,579

資料：国勢調査

## ②世帯数

世帯数は、昭和50年以降は減少傾向となりましたが、平成12年では12,222世帯と再び増加しています。一世帯当たり人員は、平成7年以降は3人を割り込んでおり、核家族化現象が着実に進行しています。

## ■世帯数の推移

(単位：世帯、%、人/世帯)

区 分	昭和60年	S60~H2		平成2年	H2~H7		平成7年	H7~H12		平成12年
		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率	
総世帯数	12,578	-410	-3.3	12,168	-20	-0.2	12,148	74	0.6	12,222
平均世帯人員	3.2	—	—	3.0	—	—	2.9	—	—	2.7

資料：国勢調査

(2) 土地利用調査

①土地利用現況

都市計画区域内の土地利用の状況については、北海道が平成13年度に「北海道都市計画マスタープラン」を策定するために実施した都市計画基礎調査によると、農地が約24.5%、原野が約23.1%を占め、宅地、道路、公園の都市的土地利用が占める割合は約28.6%となっています。

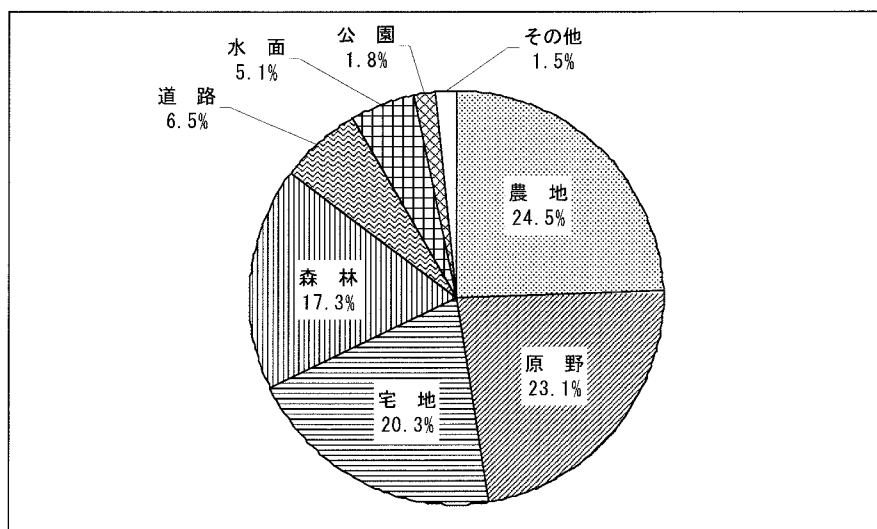
また、用途区域内の土地利用の状況については、宅地が約51.2%を占め、宅地、道路、公園の都市的土地利用が占める割合は約70.6%となっていますが、原野が約20.9%、農地が約6.2%を占めており、用途地域内に多くの未利用地が残っています。

■土地利用の概要

用途区分	宅地	農地	森林	原野	道路	水面	公園	その他	合計
用途地域	6,292,081	763,680	45,508	2,572,301	1,846,936	56,119	540,038	184,343	12,301,006
第1種低層住居専用地域	263,441	77,708	0	391,341	91,862	0	167,268	0	991,620
第1種中高層住居専用地域	568,234	23,432	17,499	120,048	118,691	436	16,201	0	864,541
第2種中高層住居専用地域	1,626,256	161,093	9,012	1,022,609	450,210	14,565	18,687	8,361	3,310,793
第1種住居地域	1,174,530	23,042	15,130	207,852	436,788	686	42,709	101,671	2,002,408
第2種住居地域	129,674	0	0	3,650	58,484	364	274,144	0	466,316
近隣商業地域	16,279	0	0	0	12,166	0	2,348	0	30,793
商業地域	389,233	0	630	5,368	193,295	0	8,000	0	596,526
準工業地域	1,087,913	32,054	0	118,651	276,847	6,463	1,681	37,150	1,560,759
工業地域	766,603	446,351	3,237	654,406	151,227	19,266	9,000	37,161	2,087,251
工業専用地域	269,918	0	0	48,376	57,366	14,339	0	0	389,999
用途地域外	636,445	7,608,742	5,874,244	5,308,787	373,239	1,673,973	58,364	345,204	21,878,998
都市計画区域	6,928,526	8,372,422	5,919,752	7,881,088	2,220,175	1,730,092	598,402	529,547	34,180,004

資料：北海道都市計画マスタープランにおける都市計画基礎調査  
 ※各用途地域種別単位の合計は、告示面積と必ずしも一致しない。

■都市計画区域の土地利用の構成比



1. 現況調査

(3) 都市施設調査

本計画対象区域内における道路、下水道などの都市計画施設や教育文化施設、社会教育施設などのその他の都市施設の整備状況は、次のとおりとなっています。

■都市施設の整備状況

区 分		用途地域内		用途地域外		都市計画区域		
		箇所数	規模	箇所数	規模	箇所数	規模	
都市計画施設	都市計画道路	15	17.9km	—	—	15	17.9km	
	公共下水道供用区域	1	561.7ha	—	—	1	561.7ha	
その他の都市施設	教育文化施設	小学校	4	10.7ha	—	—	4	10.7ha
		中学校	3	12.3ha	—	—	3	12.3ha
		高等学校	2	11.8ha	—	—	2	11.8ha
		小計	9	34.8ha	—	—	9	34.8ha
	社会教育施設	3	2.4ha	1	1.2ha	4	3.6ha	
	保健医療福祉施設	病院施設	1	1.3ha	—	—	1	1.3ha
		社会福祉施設	3	0.9ha	1	1.1ha	4	2.0ha
		保育所等	9	1.7ha	—	—	9	1.7ha
		小計	13	3.9ha	1	1.1ha	14	5.0ha

※その他の都市施設における面積は図面計量による。

■都市施設調書

対図番号	区 分	施 設 名	面積 (ha)	対図番号	区 分	施 設 名	面積 (ha)
1	教育文化施設	北 斗 小 学 校	2.7	14	保健医療福祉施設	市 立 病 院	1.3
2		花 咲 小 学 校	2.3	15		老 人 福 祉 セ ン タ ー	0.2
3		成 央 小 学 校	3.2	16		第 2 老 人 福 祉 セ ン タ ー	0.3
4		花 咲 港 小 学 校	2.5	17		西 浜 児 童 サ ン タ ー	0.4
5		柏 陵 中 学 校	4.2	18		特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	0.4
6		啓 雲 中 学 校	2.5	19		老 人 デ ィ サ ー ビ ス セ ン タ ー	1.1
7		光 洋 中 学 校	5.6	20		養 護 老 人 ホ ー ム	0.1
8		根 室 高 校	6.2	21		老 人 デ ィ サ ー ビ ス セ ン タ ー	0.1
9		根 室 西 高 校	5.6	22		児 童 会 館	0.1
10	社会教育施設	道立北方四島交流センター	1.2	23		青 葉 児 童 会 館	0.1
11		北 方 資 料 館	1.3	24		こ う よ う 保 育 所 館	0.1
12		公 民 館 ・ 総 合 文 化 会 館	0.7	25		光 洋 児 童 会 館	0.1
13		図 書 館	0.4	26		花 園 児 童 会 館	0.2
		温 水 プ ー ル	0.4	27	昭 和 児 童 会 館	0.1	
					駒 場 児 童 会 館	0.1	
					ま つ も と 保 育 所	0.1	
					子 育 て 相 談 所	0.6	
					こ ま ば 保 育 所	0.3	
					花 咲 港 中 央 児 童 小 公 園		

※その他の都市施設における面積は図面計量による。



## (4) 市街地開発事業等調査

土地区画整理業は、昭和20年に戦災復興を目的とした「戦災復興特別土地区画整理事業」が都市計画決定され、昭和30年に事業を完了しています。その後、昭和48年に「花咲港西土地区画整理事業」が都市計画決定され事業着手しましたが、その後の経済不況によって事業効果が期待できなくなったため、昭和55年に一旦事業を休止、平成11年に事業の中止届を提出し事業が終了しました。

また、平成元年以降の開発行為は、北海道1箇所、根室市3箇所、民間6箇所の計10箇所、約17.7haとなっており、開発目的は宅地造成が多くなっています。

## ■市街地開発事業等の概要

(単位：箇所、ha)

区 分	用途地域内		用途地域外		都市計画区域	
	箇所数	規模	箇所数	規模	箇所数	規模
市街地再開発事業	1	60.5	—	—	1	60.5
開 発 行 為	8	11.5	2	6.2	10	17.7
合 計	9	72.0	2	6.2	11	78.2

## ■戦災復興特別土地区画整理事業の概要

年 月 日	内 容
昭和20年12月27日	都市計画決定 (面積 60.5ha)
昭和22年 5月 5日	設計の概要の認可
昭和24年 2月18日	換地予定地の指定
昭和28年 3月31日	事業竣工
昭和29年10月 2日	換地処分
昭和30年 1月14日	登記完了
昭和30年 5月31日	精算完了

## ■開発行為の概要

対図番号	申請者	種 別	開発面積 (㎡)	申 請 地	許可年月日
1	民間	工 場	6,444.00	琴平町3-28	平成元年 8月 1日
2	根室市	公 営 住 宅	22,545.57	駒場町1-12他	平成 2年 6月 1日
3	民間	店 舗	5,921.49	宝林町4-358他	平成 3年12月 2日
4	根室市	パークゴルフ場	48,876.00	宝林町4-403	平成 5年 6月17日
5	民間	宅 地	5,193.38	光洋町3-40-1他	平成 9年12月24日
6	民間	宅 地	13,163.06	宝林町4-401他	平成 9年12月25日
7	民間	機 材 置 場	6,612.24	月岡町2-86-21	平成10年10月 8日
8	北海道	職 員 住 宅	5,600.00	明治町2-16	平成12年 2月23日
9	民間	店 舗	11,637.86	光洋町2-29-1	平成13年 2月26日
10	根室市	公 営 住 宅	50,831.85	光洋町4-39-1他	平成16年 8月24日
合 計			176,825.45		

(平成17年3月31日現在)

## (5) 公害発生状況調査

本計画対象区域内における過去5年間の公害関連の苦情件数は、次に示すとおりであり、ばい煙関連及び悪臭関連の苦情が多くなっています。

■公害苦情件数の概要

年次	大気汚染			水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物		その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス					一般	産業		
平成11年度	1	2		3	2		6				14
平成12年度	9			1	2		3		2		17
平成13年度	11	2		1	1		8			2	25
平成14年度	6		1		1		4	2	1	1	16
平成15年度	7	1				1	5		1	3	18
合計	34	5	1	5	6	1	26	2	4	6	90

## (6) 防災調査

本計画対象区域内には、「根室市地域防災計画」に基づき一時避難場所は25施設、収容避難場所14施設が指定されています。

■一時避難場所の概要

対図番号	名称	対図番号	名称
1	啓雲中学校グラウンド	13	ときわ台公園
2	金刀比羅神社高台	14	ほうりん保育所
3	花咲小学校グラウンド	15	柏陵中学校グラウンド
4	鳴海公園	16	まつもと保育所
5	成央小学校グラウンド	17	花園児童会館
6	明治公園	18	根室西高等学校グラウンド
7	昭和児童会館	19	第2老人福祉センター
8	光洋中学校グラウンド	20	西浜児童会館
9	根室高等学校グラウンド	21	青果市場駐車場
10	こうよう保育所	22	花咲港小学校グラウンド
11	北斗小学校グラウンド	23	花咲港中央児童小公園
12	図書館駐車場	24	花咲港金刀比羅神社高台
		25	根室総合運動公園

資料：根室市地域防災計画

■収容避難場所の概要

対図番号	名称	収容人員(人)	対図番号	名称	収容人員(人)
1	啓雲中学校	1,680	8	北斗小学校	2,110
2	花咲小学校	2,530	9	図書館	300
3	成央小学校	2,230	10	勤労青少年ホーム	100
4	総合文化会館	1,000	11	柏陵中学校	1,850
5	光洋中学校	2,330	12	根室西高等学校	2,110
6	根室高等学校	2,000	13	花咲港小学校	630
7	根室市青少年センター	850	14	花咲港会館	100
				合計	19,820

資料：根室市地域防災計画

## 1-3. 緑地現況・緑化状況調査

## (1) 緑地現況調査

## ①施設緑地

本計画対象区域内における施設緑地は、都市計画公園を中心に整備されていますが、根室総合運動公園は現在整備中であり、花咲港東公園は未整備の状況となっています。

## ■施設緑地の概要

区 分	用途地域内		用途地域外		都市計画区域		
	ヶ所数	面積 (ha)	ヶ所数	面積 (ha)	ヶ所数	面積 (ha)	
都市公園	都市計画公園	14	29.53	1	3.00	15	32.53
	都市計画緑地	—	—	—	—	—	—
	その他	2	1.00	—	—	2	1.00
	小計	16	30.53	1	3.00	17	33.53
公共施設緑地	3	1.03	—	—	3	1.03	
民間施設緑地	7	11.80	1	3.20	8	15.00	
合計	26	43.36	2	6.20	28	49.56	

## ■施設緑地調書

番号	名称	区分	供 用 面 積 (ha)			備 考
			用途地域内	用途地域外	都市計画区域	
1	花園公園	都市計画公園	0.05	—	0.05	
2	敷島公園		0.09	—	0.09	
3	昭和公園		0.24	—	0.24	
4	明治町団地公園		0.23	—	0.23	
5	西浜町団地第1公園		0.44	—	0.44	
6	西浜町団地第2公園		0.19	—	0.19	
7	光洋公園		0.11	—	0.11	
8	光和公園		0.18	—	0.18	
9	ときわ台公園		0.80	—	0.80	
10	鳴海公園		1.20	—	1.20	
11	根室公園		1.40	—	1.40	
12	駒ヶ丘公園		1.10	—	1.10	
13	花咲港東公園		—	—	—	計画面積 (1.10ha)
14	明治公園		11.40	—	11.40	
15	根室総合運動公園		12.10	—	12.10	計画面積 (26.6ha)
—	望郷の岬公園	—	3.00	3.00	都市計画区域外	
16	ふれあい広場	都市公園	0.85	—	0.85	
17	望洋公園		0.15	—	0.15	
18	粕陵中学校	公共施設緑地	0.50	—	0.50	
19	北斗小学校		0.40	—	0.40	
20	花咲港区西浜地ふれあい広場		0.13	—	0.13	
21	市杵島神社 (弁天島)	民間施設緑地	—	3.20	3.20	都市計画区域外
22	金刀比羅神社		2.20	—	2.20	
23	鉄道防雪林		1.50	—	1.50	
24	鉄道防雪林		1.50	—	1.50	
25	鉄道防雪林		2.60	—	2.60	
26	鉄道防雪林		1.60	—	1.60	
27	鉄道防雪林		1.90	—	1.90	
28	花咲港金刀比羅神社		0.50	—	0.50	
合計			43.36	6.20	49.56	

※平成15年3月31日現在

※望郷の岬公園の位置については、40頁を参照

1. 現況調査

■地域制緑地調書

番号	区 分	面 積 (ha)			地域制緑地間の重複	
		用途地域内	用途地域外	都市計画区域	重複面積	重複区分
1	農 用 地 区 域	—	96.10	96.10	7.30	地域森林
2	農 用 地 区 域	—	133.30	133.30	2.80	地域森林
3	農 用 地 区 域	—	250.20	250.20	113.10	地域森林
4	農 用 地 区 域	—	85.80	85.80	15.40	地域森林
5	農 用 地 区 域	—	292.20	292.20	—	—
6	保 安 林	—	9.50	9.50	9.50	地域森林
7	保 安 林	—	6.80	6.80	6.80	地域森林
8	保 安 林	—	24.20	24.20	24.20	地域森林
9	保 安 林	—	6.40	6.40	6.40	地域森林
10	保 安 林	—	5.90	5.90	5.90	地域森林
11	保 安 林	—	31.10	31.10	31.10	地域森林
12	保 安 林	—	99.60	99.60	99.60	地域森林
13	地域森林計画対象民有林	—	9.50	9.50	9.50	保安林
14	地域森林計画対象民有林	—	14.10	14.10	6.80	保安林
					7.30	農用地
15	地域森林計画対象民有林	—	2.30	2.30	2.30	農用地
16	地域森林計画対象民有林	1.60	0.50	2.10	0.50	農用地
17	地域森林計画対象民有林	—	462.30	462.30	136.10	保安林
					77.10	農用地
18	地域森林計画対象民有林	—	31.10	31.10	31.10	保安林
19	地域森林計画対象民有林	—	2.10	2.10	2.10	農用地
20	地域森林計画対象民有林	—	25.00	25.00	25.00	農用地
21	地域森林計画対象民有林	—	1.90	1.90	1.90	農用地
22	地域森林計画対象民有林	—	7.00	7.00	7.00	農用地
23	地域森林計画対象民有林	—	7.80	7.80	7.80	農用地
24	地域森林計画対象民有林	—	1.30	1.30	—	—
25	地域森林計画対象民有林	—	7.60	7.60	7.60	農用地
26	地域森林計画対象民有林	2.00	3.60	5.60	—	—
27	地域森林計画対象民有林	5.90	—	5.90	—	—
28	湖沼（タンネ沼）	—	24.60	24.60	—	—
29	湖沼（オンネ沼）	—	60.80	60.80	—	—
30	湖沼（南部沼）	—	5.70	5.70	—	—
合 計		9.50	1,708.30	1,717.80	138.60	農用地—地域森林
					183.50	保安林—地域森林
					322.10	重複計

# 1. 現況調査

## (2) 緑化状況調査

### ① 都市公園の緑化状況

本計画対象区域内における都市公園の緑化状況は、次に示すとおりとなっています。

#### ■ 都市公園の緑化概要

番号	名称	区分	植栽面積 (ha)			植栽本数 (本)				備考
			用途地域内	用途地域外	都市計画区域	高木	中木	低木	合計	
1	花園公園	都市計画公園	0.01	—	0.01	30	—	22	52	
2	敷島公園		0.01	—	0.01	19	—	129	148	
3	昭和公園		0.05	—	0.05	33	35	567	635	
4	明治町団地公園		0.07	—	0.07	79	22	5	106	
5	西浜町団地第1公園		0.10	—	0.10	17	—	57	74	
6	西浜町団地第2公園		0.06	—	0.06	13	—	21	34	
7	光洋公園		0.04	—	0.04	4	—	39	43	
8	光和公園		0.08	—	0.08	22	—	2	24	
9	ときわ台公園		0.43	—	0.43	112	5	954	1,071	
10	鳴海公園		0.25	—	0.25	153	137	67	357	
11	根室公園		0.84	—	0.84	792	7	131	930	
12	駒ヶ丘公園		0.52	—	0.52	213	—	4	217	
—	花咲港東公園		—	—	—	—	—	—	—	未供用
13	明治公園		8.89	—	8.89	4,710	755	9,004	14,469	
14	根室総合運動公園		0.14	—	0.14	310	—	2,876	3,186	整備中
—	望郷の岬公園		—	1.06	1.06	—	—	3,678	3,678	都計区域外
15	ふれあい広場	都市公園	0.49	—	0.49	95	—	31	126	
16	望洋公園		0.02	—	0.02	—	—	—		
合計			12.00	1.06	13.06	6,602	961	17,587	21,459	

※平成15年3月31日現在

※望郷の岬公園の位置については、40頁を参照

### ② 主要幹線道路の緑化状況

本計画対象区域内の主要幹線道路である国道及び道道における街路樹等の緑化状況は、次に示すとおりとなっています。

#### ■ 主要幹線道路の緑化概要

対図番号	区分	街路樹等植樹本数 (本)			
		高木	中木	低木	合計
1	国道44号	330	39	50	419
—	道道	439	83	3,473	14,017
2	根室停車場線	1		433	7,591
3	根室港線	75		1,188	4,128
4	根室半島線	363	83	1,852	2,298
合計		769	122	3,523	14,436

# 1. 現況調査

## (3) 緑化に関する条例等調査

### ① 緑化に関する条例

本市には、現在緑化に関する条例は施行されておられません。

### ② 緑化に関する普及啓発活動

植樹祭などをはじめとして、緑豊かな郷土づくりを目指し、行政と市民が協働した緑化活動が実施されており、植樹祭では過去10年間で約9,000本の植樹を行っています。

#### ■ 緑化普及活動の概要

緑化活動区分	活動主体	活動趣旨
里苗畑オーナー	根室支庁	根室地方には地域特有の樹木が自生しているが、その数が減少しているため、その中で、育てるのが簡単で観賞用としても適した希少植物を、種から苗木になるまで育ててもらえる方を募集し、数年後育った苗木は地域の緑化に活用させてもらう。
植樹祭	根室市	市民一人一本植樹活動に参加し、緑化に対する理解と認識を深めるとともに、美しい緑豊かな郷土づくりを推進する。
緑の募金	根室市	森林、学校、公園、街路をはじめ、職場などに花木の植栽を進め、美しい緑に囲まれた郷土づくりを目的とし、地域の緑化運動を推進する。
花木市	根室市	市民の緑化意識の高揚を図るとともに、家庭や職場に花や木を植えることから地域の環境整備を促進する。
民間団体の活動	民間	千島桜並木ロード推進委員会・ILGねむろ花いっぱい協議会・根室ライオンズクラブ・根室ロータリークラブ・根室西ロータリークラブ・大地みらい信用金庫をはじめとする各団体等により、市民の森や公園、施設などに花木を植栽して緑豊かな郷土づくりを目指した活動を推進している。

#### ■ 植樹祭の活動概要

回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	合計	
開催年月日	H 6. 5. 29	H 7. 5. 21	H 9. 5. 25	H10. 5. 24	H11. 5. 30	H12. 6. 4	H13. 5. 27	H14. 5. 26	H15. 5. 25	H16. 5. 23		
場所	パークゴルフ場	パークゴルフ場	市民の森	市民の森	市民の森	市民の森	市民の森	市民の森	市民の森	市民の森		
樹種	ナナカマド	200	250	250	250				160		1,110	
	ドロノキ			250	290		200	200	350	200	1,490	
	ギンドロ	200	250								450	
	エゾヤマザクラ		250	253					50		553	
	チシマザクラ	100							30		130	
	ハルニレ			250							250	
	ヤチダモ			250							250	
	シベリアミズキ			250	200						450	
	アキグミ			250							250	
	クルミ			50		100					150	
	シバザクラ			125							125	
	イタヤ			60							130	
	ムラサキツツジ					100					100	
	グイマツ				200						200	
	イチイ								90		90	
	ミズナラ					100	200	200	200		200	900
	ブラム					100						100
エゾノコリンゴ					100						100	
ツリバナ					100						100	
アカエゾマツ					100					250	350	
ケヤマハンヌキ						200	200	200			600	
シラカバ						200	400	400			1,000	
合計	500	750	1,988	940	700	600	1,000	1,000	680	780	8,938	

## 1-4. その他の調査

## (1) レクリエーション施設調査

本計画対象区域内におけるレクリエーション施設は、社会体育施設として青少年センターや温水プールなどの12施設が整備されており、年間約20万人の市民が利用しています。

また、学校開放施設は、花咲小学校など4つの小中学校で実施されています。

## ■レクリエーション施設の利用者数の概要

(単位：人)

対図番号	施設名	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1	青少年センター	45,958	45,394	53,142	51,797	44,341	46,778
2	温水プール	60,072	61,360	62,472	58,133	55,558	58,841
3	市営球場	2,840	2,830	4,757	5,176	5,152	6,976
4	総合運動広場	3,000	3,297	3,130	4,233	2,474	3,089
5	市営テニスコート	6,830	5,860	3,966	3,324	2,778	3,755
6	武徳殿	11,848	13,158	13,111	13,214	12,406	11,505
7	スケートリンク	25,841	14,628	20,723	16,097	10,844	16,662
8	アイスホッケーリンク	4,900	5,600	4,611	5,177	5,144	6,352
9	パークゴルフ場	53,056	55,557	52,998	51,247	45,221	45,115
10	フィールドアスレチック	12,930	10,780	9,497	11,248	9,610	7,622
11	運動公園テニスコート	0	5,053	5,755	5,771	4,329	6,402
12	ゲートボール場	0	0	0	3,888	3,623	3,329
	小計	227,275	223,517	234,162	229,305	201,480	216,426
13	花咲小学校					1,269	1,055
14	啓雲中学校					533	529
15	柏陵中学校					1,455	1,368
16	光洋中学校					950	895
	小計	0	0	0	0	4,207	3,847
	合計	227,275	223,517	234,162	229,305	205,687	220,273

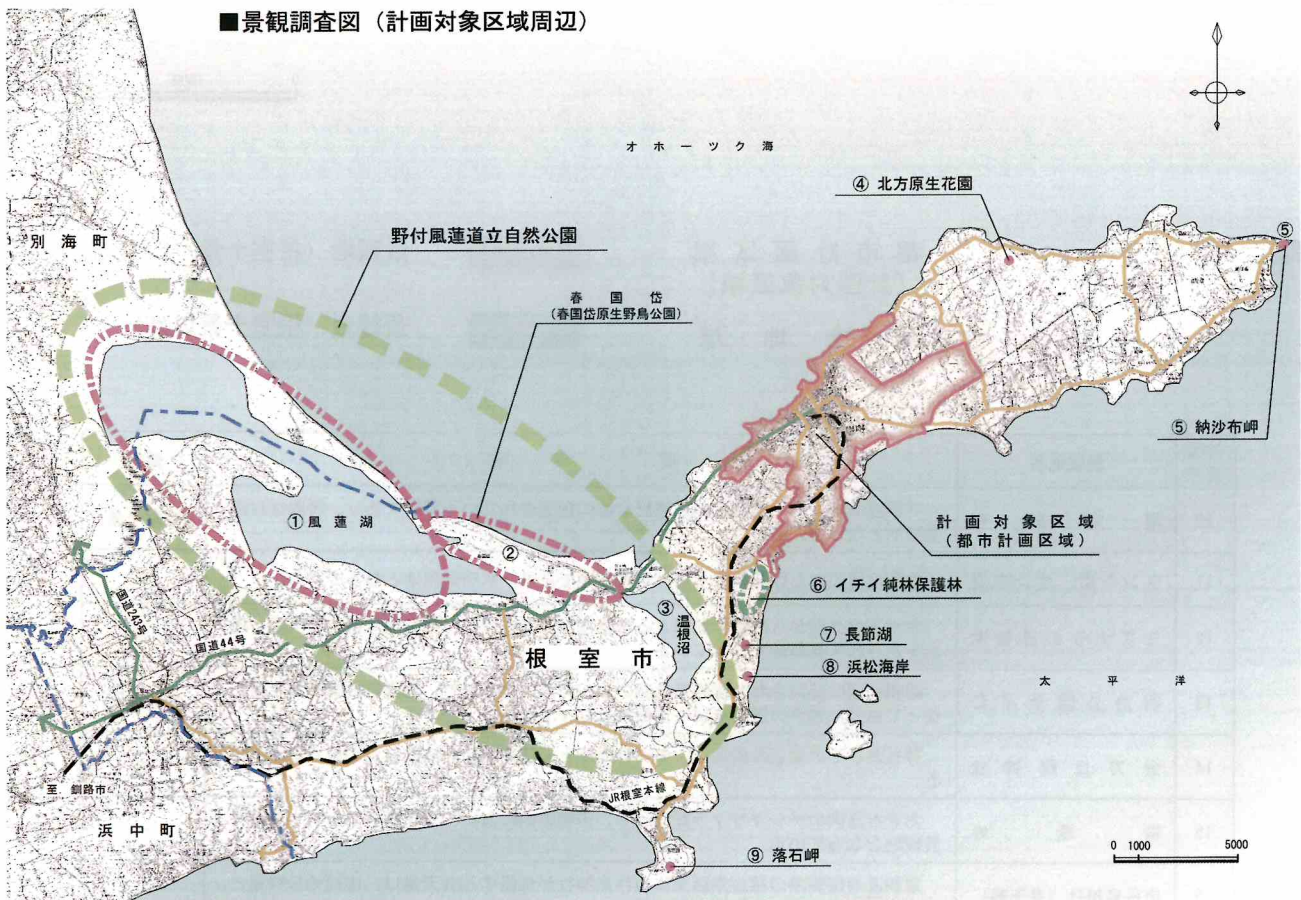
(2) 景観調査

本計画対象区域内及び周辺地域における良好な景観地は、根室十景などの美しい自然景勝地が中心となっており、それらの概要は次に示すとおりとなっています。

■景観地の概要（計画対象区域周辺）

対図番号	景観地名	概 要	備考
1	風 蓮 湖	野付風蓮道立自然公園内に広がる湿原や森林、砂丘などの変化に富んだ自然環境を有し、国内最大の白鳥の飛来地であることから、良好な自然景観地となっている。	根室十景
2	春 国 岱		〃
3	温 根 沼		〃
4	北 方 原 生 花 園	ヒオウギアヤメをはじめ、オレンジ色のエゾカンゾウ、黄色のトウゲブキなど、約100種類にもおよぶ花々が初夏から秋にかけて咲き誇り、付近には強い北風にうたれて曲がりながら育つミズナラの木もあり、根室市の気候風土をあらわす景観地となっている。	〃
5	納 沙 布 岬	我が国最東端の岬で、最も早く朝日と出会えるところとして有名で、すぐ目の前には歯舞群島の貝殻島や水晶島、そして国後島など北方領土が一望でき、冬には流氷が見られる景観地となっている。	〃
6	イチイ純林保護林	天然のイチイが高密度で純林を形成し、極めて特異な植物群落としての景観地となっている。	—
7	長 節 湖	太平洋に面し、緑豊かな針広混交林に周囲を囲まれた湖で、四季を通じて自然を満喫することができる景観地となっている。	根室十景
8	浜 松 海 岸	根室市街から落石岬へ向かう途中に展開する数kmにもおよぶ砂浜海岸で、沖合には、珍鳥「エトピリカ」やアザラシ、ラッコなどの繁殖地として北海道の天然記念物に指定されているユルリ・モユルリ島が一望できる景観地となっている。	〃
9	落 石 岬	太平洋に突出した岬で、自生の南限地として国の天然記念物に指定されている、サカイツツジが一面に広がる景観地となっている。	〃

■景観調査図（計画対象区域周辺）





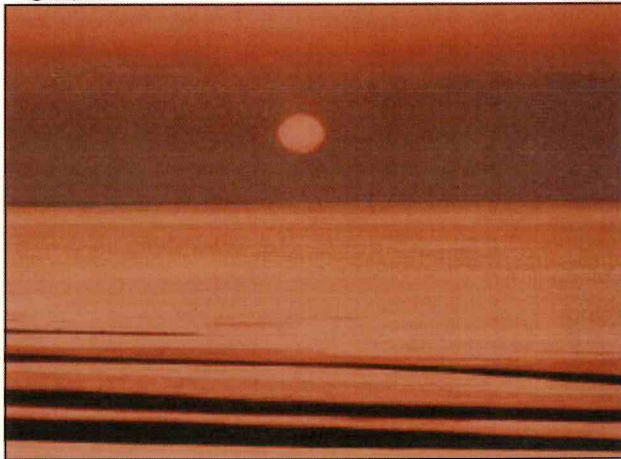
①風蓮湖



②春国岱



③温根沼



④北方原生花園



⑨落石岬



⑩根室車石



⑪タンネ沼



⑫ミズナラの風衝木



## 2-1. アンケート調査の概要

### (1) 調査概要

アンケート調査は、平成14年度に都市マスの策定において、市民意見の把握と反映を目的として実施しており、その調査項目には都市づくりの一環として本計画に関連する内容も網羅しています。

また、平成15年度には総合計画策定に係わるアンケート調査を実施しており、緑に関連する項目も調査しています。

アンケート調査の概要は、次に示すとおりです。

#### ■平成14年度 都市計画マスタープラン策定に係わる市民アンケート調査

- ・調査対象者：計画対象区域内の18歳以上の男女から2,000人を無作為に抽出
- ・有効回収数：633（回収率31.7%）
- ・調査手法：郵送による無記名アンケート調査
- ・調査期間：平成14年8月

#### ■平成15年度 新長期総合計画策定に係わる市民アンケート調査

- ・調査対象者：16歳以上の市民3,000人を無作為に抽出
- ・有効回収数：861（回収率28.7%）
- ・調査手法：郵送による無記名アンケート調査
- ・調査期間：平成15年4月～7月

### (2) 設問設定

アンケート調査の設問設定の概要は、次のとおりとなっています。

#### ■平成14年度 都市計画マスタープラン策定に係わる市民アンケート調査

- ・回答者自身の属性：性別、年齢、職業、居住年数、居住地
- ・現状の評価：住み良さの評価、現状での満足度の評価、今後のまちづくり施策の重要度の評価
- ・分野別の意向：道路整備、公園・緑地、市街地内土地利用、市街地周辺土地利用、街並み景観、まちづくりへの関心度、まちづくりへの市民参加意向
- ・自由意見：書式にとられない市民の自由な意見

#### ■平成15年度 新長期総合計画策定に係わる市民アンケート調査

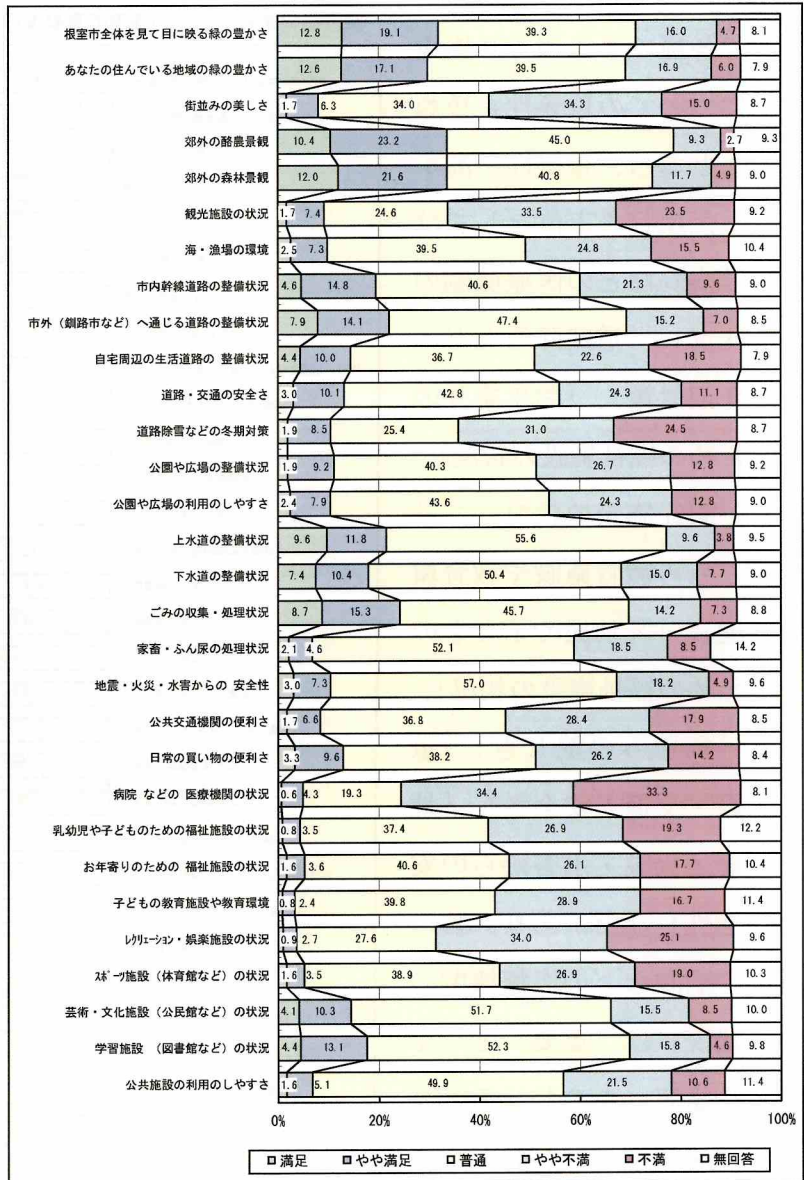
- ・回答者自身の属性：性別、年齢、職業、居住年数、居住地
- ・現状の評価：住み良さの評価、今後の居留意向、現状での満足度の評価
- ・分野別の意向：将来像、社会福祉、保健医療、道路交通、生活環境、学校教育・社会教育、スポーツ・レクリエーション・文化、産業振興、情報公開、高齢者対策、まちづくり活動、市民参加
- ・自由意見：書式にとられない市民の自由な意見

②現状での満足度の評価

問2：あなたは、根室市の現状についてどの程度満足されていますか。

■現状での満足度の評価

本市の現状についての満足度を尋ねたところ、満足度が高かった項目の上位としては「郊外の酪農景観」、「郊外の森林景観」、「根室市全体を見て目に映る緑の豊かさ」、「あなたの住んでいる地域の緑の豊かさ」など自然環境的な項目となっていますが、これら上位の項目でも「満足」と「やや満足」を合わせた満足度は30%程度となっており、総体的に見て満足度は低い傾向となっていることから、問1の住みよさの評価で概ね住み良いと評価されたのは、豊かな自然環境が要因になっているものと思われます。

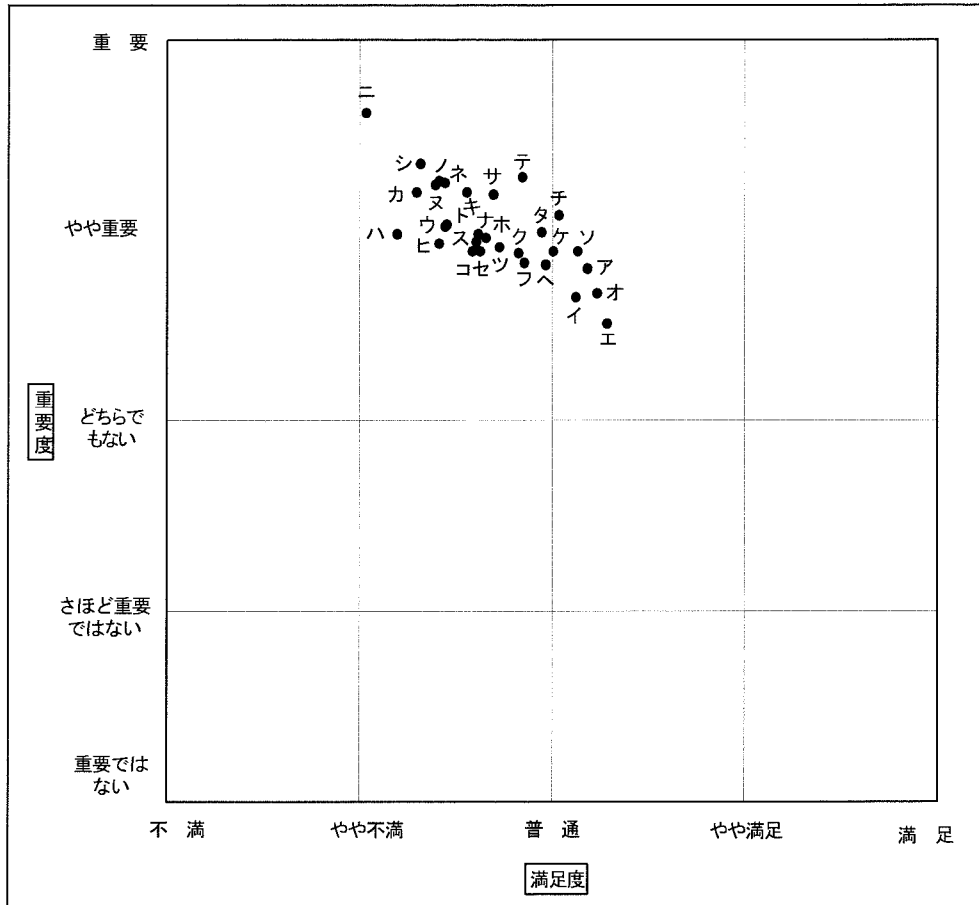


不満度が高かった項目は、「病院などの医療機関の状況」、「レクリエーション・娯楽施設の状況」、「観光施設の状況」、「道路除雪などの冬期対策」、「街並みの美しさ」、「乳幼児や子どものための福祉施設の状況」、「子どもの教育施設や教育環境」、「お年寄りのための福祉施設の状況」などで、「不満」と「やや不満」を合わせるといずれも50%前後となっており、特に「病院などの医療機関の状況」については67.7%と回答者の約7割が不満であると回答しています。

④満足度と重要度の相関関係

満足度と重要度の加重平均から各々の相関関係を示すと次のとおりとなります。

■満足度と重要度の相関関係



- |                        |                  |                      |
|------------------------|------------------|----------------------|
| ア 根室市全体を見て目に映る緑の豊かさ    | サ 道路・交通の安全性      | ナ 日常の買い物の便利さ         |
| イ あなたの住んでいる地域の緑の豊かさ    | シ 道路除雪などの冬期対策    | ニ 病院などの医療機関の状況       |
| ウ 街並みの美しさ              | ス 公園や広場の整備状況     | ヌ 乳幼児や子どものための福祉施設の状況 |
| エ 郊外の酪農景观              | セ 公園や広場の利用のしやすさ  | ネ お年寄りのための福祉施設の状況    |
| オ 郊外の森林景观              | ソ 上水道の整備状況       | ノ 子どもの教育施設や教育環境      |
| カ 観光施設の状況              | タ 下水道の整備状況       | ハ レクリエーション・娯楽施設の状況   |
| キ 海・漁場の環境              | チ ごみの収集・処理状況     | ヒ スポーツ施設（体育館など）の状況   |
| ク 市内幹線道路の整備状況          | ツ 家畜・ふん尿の処理状況    | フ 芸術・文化施設（公民館など）の状況  |
| ケ 市外（釧路市など）へ通じる道路の整備状況 | テ 地震・火災・水害からの安全性 | ヘ 学習施設（図書館など）の状況     |
| コ 自宅周辺の生活道路の整備状況       | ト 公共交通機関の便利さ     | ホ 公共施設の利用のしやすさ       |

上記の図を見ると、満足度についてはア、イ、エ、オ、ケ、ソ、チが「普通」よりやや高い満足度を示しており、重要性については全てが「どちらでもない」を上回っています。

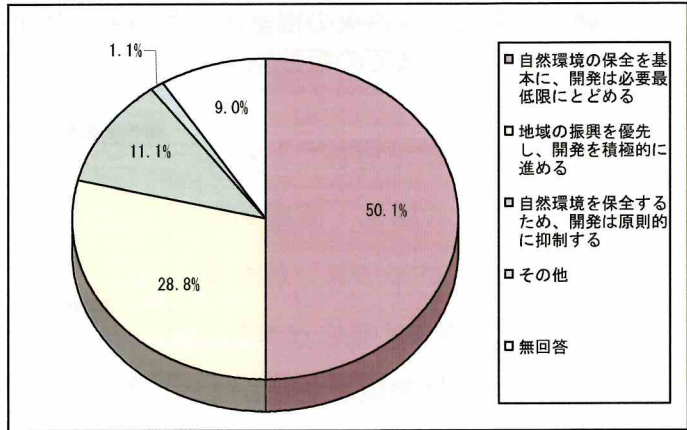
満足度が低く重要度が高い評価の項目は、「病院などの医療機関の状況」、「道路除雪などの冬期対策」、「観光施設の状況」、「レクリエーション・娯楽施設の状況」などとなっており、満足度の評価が低かった項目と重要度の評価が高かった項目に強い相関関係がうかがえ、これらの改善を市民が強く望んでいるものと思われます。

③市街地周辺の土地利用の方向性について

問7：あなたは今後の市街地周辺の土地利用について、基本的にどのような方向で考えていくべきだとお考えですか。

市街地周辺の土地利用についての方向性を尋ねたところ、「自然環境の保全を基本に、開発は必要最低限にとどめる」が50.1%と過半を占めており、次いで「地域の振興を優先し、開発を積極的に進める」が28.8%、「自然環境を保全するため、開発は原則的に抑制する」が11.1%となっていることから、市街地開発は概ね抑制する方向性を望んでいることがうかがえます。

■市街地周辺の土地利用の方向性について

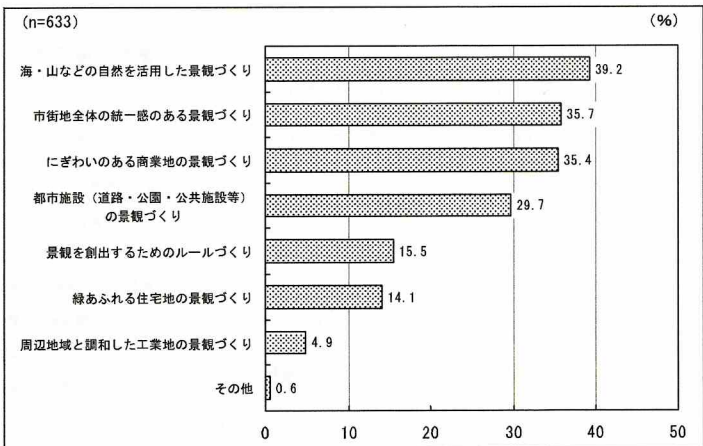


④魅力ある街並み形成について重視すべきこと

問8：あなたは、魅力ある街並み形成をするためのまちの景観について、今後どのようなことを重視すべきとお考えですか。（2つまでの複数回答）

魅力ある街並み景観を形成するためのまちの景観について重視すべきことを尋ねたところ、「海・山などの自然を活用した景観づくり」が最も多く39.2%となっており、次いで「市街地全体の統一感のある景観づくり」(35.7%)、「にぎわいのある商業地の景観づくり」(35.4%)などが上位となっており、問3の重要度の回答傾向と概ね一致するものとなっています。

■魅力ある街並み形成について重視すべきこと



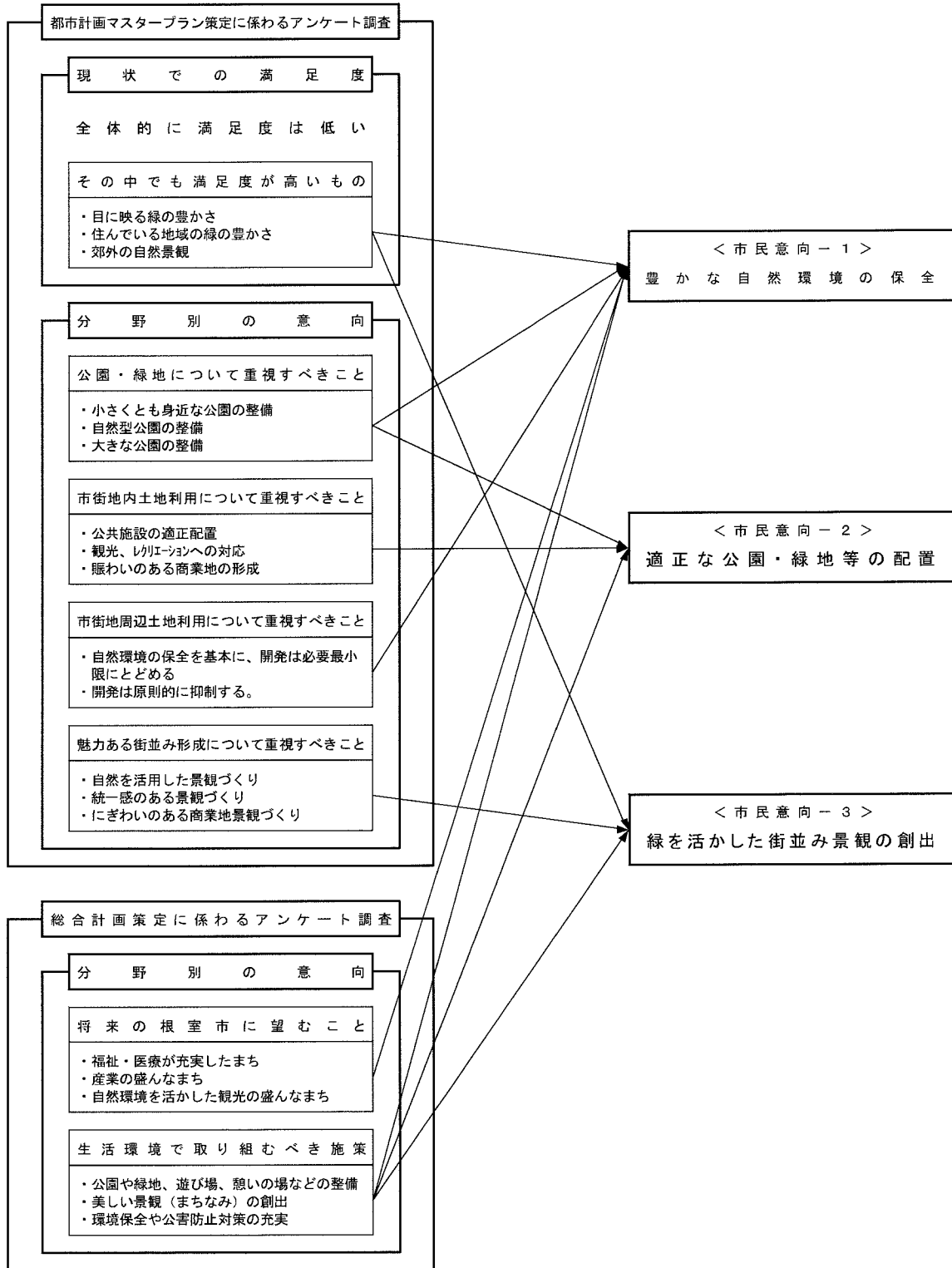
最も少なかったのは「周辺地域と調和した工業地の景観づくり」で4.9%となっています。

2-4. アンケート調査からの市民意向の整理

(1) アンケート調査の体系的整理

アンケート調査の結果を体系的に整理した結果は、次に示すとおりです。

■アンケート調査結果の体系的整理

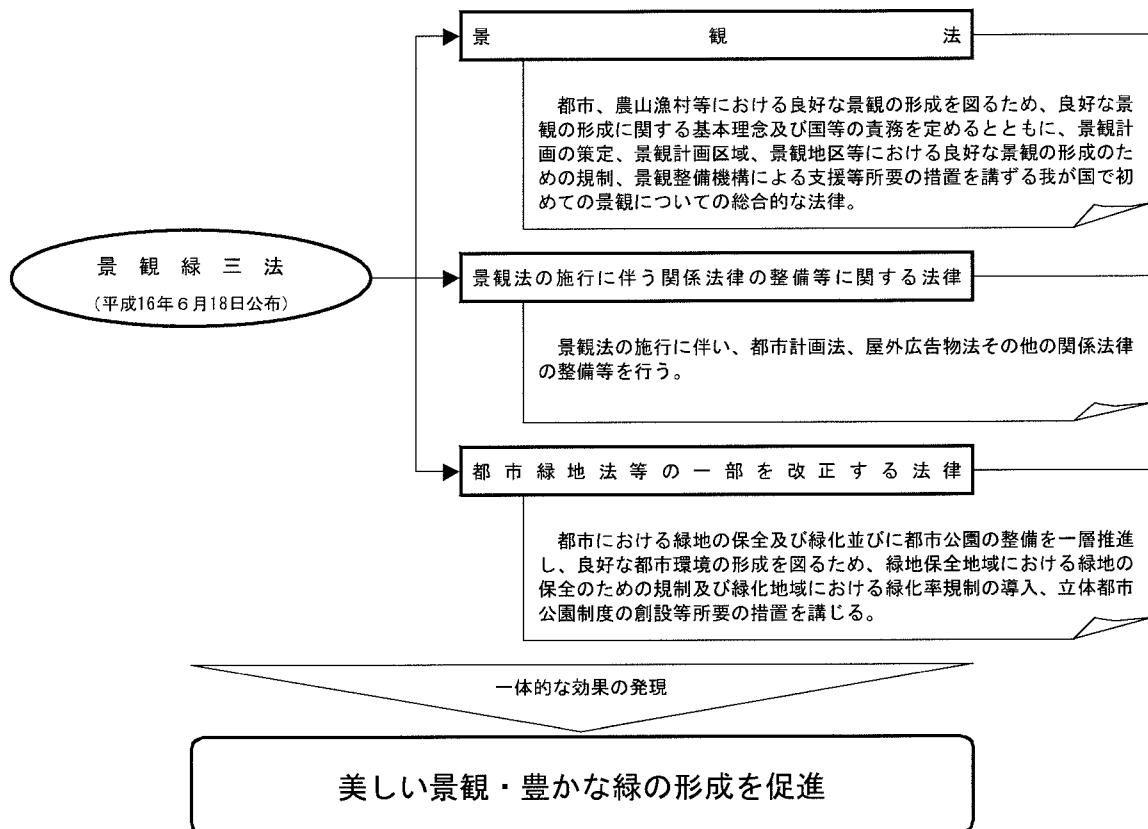


3-1. 関係法令の方向性

(1) 景観緑三法の制定

美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するため、平成16年6月18日に景観緑三法が公布され、今後の都市における緑に関する計画においては、景観と緑を一体的に捉え美しい景観と豊かな緑の形成を促進することが求められています。

■景観緑三法の概要





- ・公園それぞれの利用実態に合わせた維持管理のしくみづくりと公園管理の充実に努める。
- ・公園づくり活動や公園管理など街区公園における市民参画のしくみづくりを検討する。

**【主要施策】**

- ・緑豊かなまちづくりの推進
- ・憩いとうるおいのある公園・緑地づくり
- ・市民参加型の公園づくり

**○環境の保全**

- ・市民・事業者・行政が連携して環境問題に取り組む体制づくりを進める。
- ・長期的な視点に立った環境保全に関する条例制定や計画策定に取り組む。
- ・環境への影響を及ぼす発生源に対する監視・指導に努めます。

**【主要施策】**

- ・環境保全意識の普及・啓発
- ・循環型地域社会の構築への取り組み
- ・監視・指導の強化

**○自然保護の推進**

- ・貴重な野生動植物の実態調査を継続的に実施する。
- ・自然とふれあえる自然保護教育の拠点づくりを進める。
- ・自然保護活動ボランティアの育成に努める。

**【主要施策】**

- ・貴重な自然生態や環境の保全
- ・自然環境保護・保全意識の醸成

○北方領土の復帰をめざすまちづくり

○心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり

## (4) 北海道広域緑地計画

北海道における根幹的な緑地の配置方針や、北海道が都市計画決定を行う風致地区等の指定方針及び都市緑化の推進方針等、広域的な視点から計画策定が必要である事項等を計画しており、本市が属する道東圏の緑地の配置方針の内容を次に示します。

## 計画概要

## ■釧路・根室圏における緑地配置方針

## 1. 系統別緑地配置方針

## (1) 環境保全

- ・都市域内に分布し、市街地を取り囲む丘陵地や市街地内に残された樹林の保全に努める。
- ・多様な生物の生息・生育環境となる丘陵地の樹林や、流水に対する安全性を考慮しながら、河川空間の緑などの保全に努める。
- ・太平洋沿岸の気象条件の厳しい都市域では、現存する緑の保全に努める。また、都市域内に分布する湿原の保全に努める。

## (2) レクリエーション

- ・都市域内の湖沼や河川、海岸、樹林地などを活かし、身近な自然とふれあうレクリエーション活動の場の創出に努める。
- ・多様なレクリエーションニーズに応える、特色ある都市公園の整備に努める。
- ・広域的なレクリエーション活動の場を提供するとともに、地域の観光振興に資する都市公園などの整備に努める。

## (3) 防災

- ・雨水の調整、土砂崩壊・崩落などの災害を未然に防止する、都市域内部の丘陵地の樹林の保全に努める。
- ・都市域の災害を抑制・緩和する緑地の保全・整備に努める。
- ・避難路との連絡を考慮しながら、都市域での災害発生時における広域避難地や復旧活動拠点として機能する防災公園などの適正な配置・整備に努める。

## (4) 景観構成

- ・都市域内の景観形成に資する市街地後背の丘陵地の緑の保全に努める。また、流水に対する安全性を考慮しながら、河川空間の緑の保全に努める。
- ・街並み景観を形成する、道路空間の緑化推進に努める。
- ・面的に広がりのある湿原など、圏域の特徴的な景観の維持・保全に努める。

## 2. 総合的な緑地配置方針

- ・圏域の北西に連なる山並みから、丘陵地の樹林や河川空間の緑及び公園などを結ぶネットワークの形成に努める。
- ・沿岸の都市域に分布する湖沼や湿原などに自生する、特徴的な自然植生の保全に努める。
- ・沿岸部などの気象条件の厳しい都市域では、現存する海岸植生の保全に努める。
- ・日常的なレクリエーション空間としての公園・緑地の配置・整備に努めるとともに、公共空間の緑化や街並みの緑化を推進し、良好な都市生活環境づくりに努める。

#### ・活気とにぎわいのある市街地の形成

これまでの大幅な人口増加を見込んで市街地を拡大し都市化を進める思考から、本市の現状と都市に生活する市民の視点に立った生活環境の豊かさを追求する思考へと転換し、将来人口に配慮した小さくまとまりのある市街地の形成を図りながら、都市機能の充実や中心市街地の活性化などを展開して活気とにぎわいのある市街地の形成を目指す。

#### ・誰もが快適で安心・安全に暮らせる生活環境の創出

医療・保健・福祉などが充実し、子供から高齢者・体の不自由な方まで市民の誰もが快適で、安心・安全に住み慣れた地域に暮らし続けることができるような生活環境と、教育・スポーツ・文化等への市民活動を通して生きがいを感じ、心豊かな人間性を育む環境の創出を目指します。

### ■都市づくりの基本方針

#### ○市民参加

- ・市民参加体制の充実

#### ○土地利用

- ・市街地内土地利用の適正な見直し
- ・機能的な港湾整備の促進
- ・自然環境の積極的な保全

#### ○住環境

- ・住宅・住宅地における住環境の向上
- ・住環境に配慮した都市機能の向上
- ・公共公益施設の適正な配置

#### ○交通体系

- ・総合的な交通体系の適正な配置と整備
- ・人にやさしい道路環境づくり
- ・公共交通機関の充実

#### ○緑の環境形成

緑の環境形成が目指すべき将来像を『都市と調和した緑のネットワークづくり』と位置付け、市街地の中に点在する公園や緑地、緑化された街路樹や街並み等が、緑のネットワーク(連続化した緑)として一体的に形成され、都市空間の中で一つの緑として調和することを目指す。

#### □交流の場となる公園・緑地の適正な配置と保全

公園や緑地は、市民にとって憩いとやすらぎの場であるとともに交流とふれあいの場でもあることから、市街地内の公園・緑地のバランスに配慮しながら、身近な緑の環境づくりの充実を図る。

<主な展開方向>

- ・拠点となる公園・緑地の配置
- ・多様な機能を有する公園・緑地の配置
- ・良好な緑地の積極的な保全

#### □憩いとうるおいのある緑化の推進

都市の緑は、自然と人、都市との調和・共生などの多面的な機能を有し、市民に憩いとうるおいを与える非常に重要なものとなっていることから、公園・緑地の配置や都市景観の形成と

## 3-3. 関連計画の緑に関連した方向性

## (1) 関連計画の概要

本計画の関連計画は、「根室市緑のマスタープラン」、「根室市森林整備計画」、「根室港南地区施設整備計画」及び「根室市地域防災計画」となっており、これらの計画における緑に関連する事項は次に示すとおりとなっています。

## (2) 根室市緑のマスタープラン

当計画は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の各観点から系統的な緑地の配置を定め、自然的環境の保全と公園・緑地の整備を推進し、緑豊かな快適都市空間の創出を図ることを目的として策定されており、本計画の内容と関連する緑地の配置方針の内容は、次に示すとおりです。

計画期間	昭和63年度～平成22年度
計画概要	<p><b>■計画の基本方針</b></p> <p>根室都市計画区域は根室半島のほぼ中央付近にあり、オホーツク海側から太平洋側にまたがる低地、丘陵地からなり、市街地は緩やかな起伏を持っているが、かつて至る所で見られた豊かな樹林は減少し、市街地内部およびその周辺部の緑は少なくなっている。このため西暦2010年を目標年次として環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の各観点から系統的な緑地の配置を定め、自然的環境の保全と公園緑地の整備を推進し、緑豊かな快適都市空間の創出を図ることを目的とする。</p> <p><b>■総合的な緑地の配置方針</b></p> <p>環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の各系統別の緑地配置を勘案し、市街地内部においては、住区基幹公園の整備や、神社林、学校林、鉄道防雪林及び斜面樹林などの既存樹林地の保全を図り、また、市街地周辺部においては、都市基幹公園、特殊公園の整備を進めるとともに、タンネトー、オンネトー周辺一帯の緑地や保安林及び弁天島の保全を図り、緑豊かな都市づくりに資する緑地を適正に配置及び保全を図る。</p>

## (3) 根室市森林整備計画

当計画は、本市の総面積の約34%を占めている森林の機能に応じた整備を総合的に行うことを目的として策定されており、本計画の内容と関連する森林整備方針の内容は、次に示すとおりです。

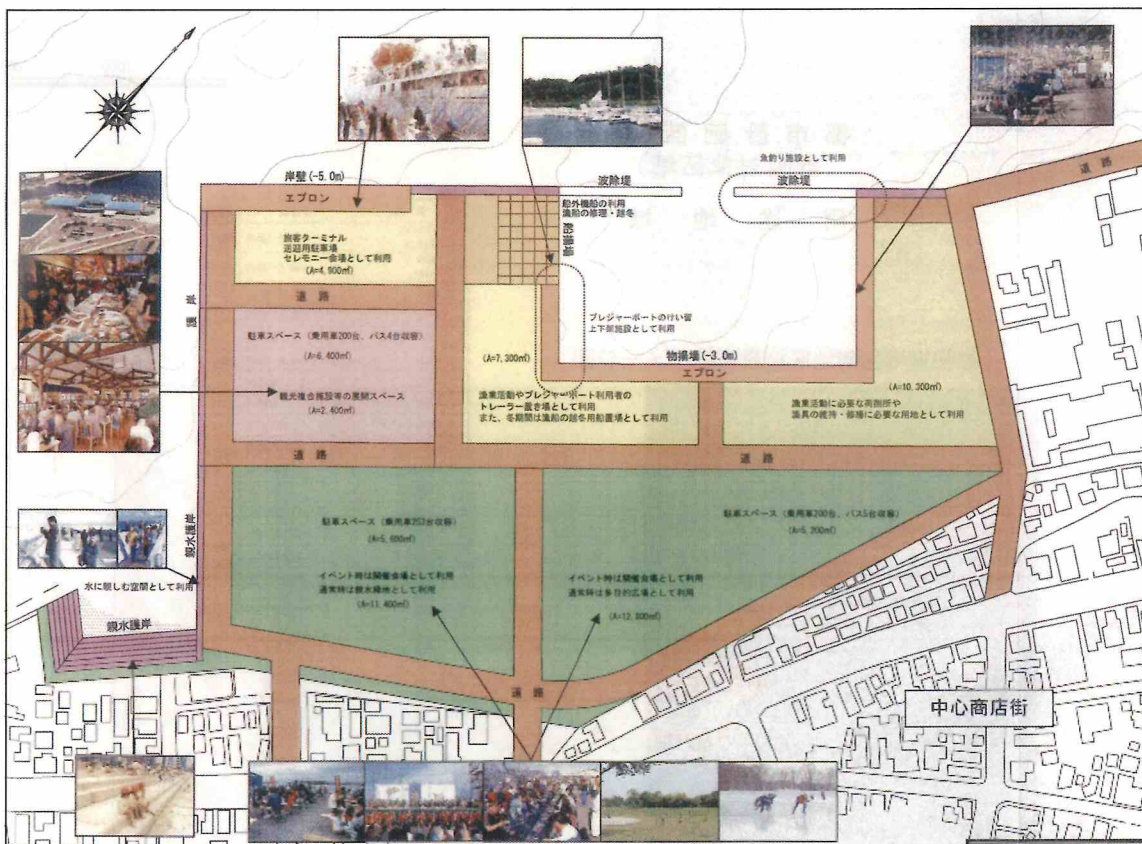
計画期間	平成14年度～平成24年度
計画概要	<p><b>■森林整備の基本方針</b>          森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、望ましい森林の姿へ誘導するよう努める。</p> <p><b>■森林整備の推進方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部地区においては、森林の拡大・再生を図るため、関係機関等と連携し、地域の特性に合った施業により耕地防風林等の整備に努めることとする。</li> <li>・市内周辺地区においては、景観の維持向上を図り、廃林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹の育成を図るとともに、市民が憩いの場として自然に親しむことのできる場の整備を促進することとする。</li> <li>・西部地区においては、本市の所有する森林面積が一番多く、自然環境の保全に配慮しながら成熟しつつあるトドマツ人工林資源を活用するため、造林・間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。</li> <li>・さらに、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、高性能機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進することとする。</li> </ul> <p><b>■地域住民参加による取り組みに関する事項</b>          市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さと、ふるさとへの愛着を育むため、森林づくりへの直接参加を推進するほか、農協や漁協はじめ各市民団体が実施する活動を推進するための指導・協力・援助に努めるとともに、教育、福祉、保健等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととする。</p> <p><b>■森林の管理状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項</b>          「市民の森」や「春国岱原生野鳥公園」は、森林とのふれあいの場として市民団体や企業など市民各層による森づくりが進められているところであり、今後もこれら各関係団体の協力を得ながら整備を進めることとし、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす、緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりを推進していくものとする。</p>

(4) 根室港南地区施設整備計画

当計画は、重要港湾根室港の根室港区南地区における施設整備に向けた問題点や課題について各関係者の共通意識の統一を図り、実現可能な施設整備計画の策定を目的としており、その概要は、次に示すとおりです。

<p>計画概要</p>	<p>■根室港区南地区開発コンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁港機能の拡充による地域産業の活性化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型船だまり整備による漁港機能の拡充・強化</li> <li>・漁業従事者における就労環境の向上</li> </ul> </li> <li>○南地区の賑わい交流空間の創造による地域の活性化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・根室市の交流空間整備による通過観光客の誘致</li> <li>・中心市街地に近接した交流空間の整備による中心市街地の活性化</li> <li>・根室市の高質なイベント空間の整備による市民生活環境の向上</li> <li>・港湾活動との輻輳緩和</li> <li>・北方領土との交流拠点としての環境整備</li> <li>・新たな交流空間における新規商業活動の展開（地場産品販売・朝市・魚介類産直）</li> </ul> </li> </ul>
-------------	--

■根室港区南地区施設想定利用計画図



## (5) 根室市地域防災計画

当計画は、災害対策基本法の規定に基づき、本市における災害に関してとるべき措置を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定されており、本計画の内容と関連する災害対策の内容は、次に示すとおりです。

計 画 概 要	<p>■避難救出計画（関係分抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時における避難場所として、当該地域の人口、災害の種別、規模その他の情勢を判断し、最も安全にして速やかに収容可能な場所、施設を指定する。</li> <li>・場所等の設定は、町会、距離、物理的条件等を考慮し、市内を18地区に分類し、それぞれの地区ごとに設定する。</li> <li>・ただし、緊急を要する場合等でこれらの場所を使用できないときには、最寄りの民間施設、公園、空地等を使用するものとし、その地域全体が災害のため使用不能のときには、他地区の避難場所を使用するものとする。</li> </ul>
---------	--

## (2) 上位計画等における緑に関する方向性の抽出

上位計画等における緑に関連した方向性の体系的整理から抽出される緑に関する方向性は、次のとおりとなり、この緑に関する方向性を本計画の内容に反映させていくものとします。

### ■緑に関する方向性－1 自然環境の保全と共生

本市の豊かで貴重な自然環境の保全を図るとともに、その自然環境と都市及び人が共生する環境共生型の都市づくりの推進を図るとい各方向性から、自然環境の保全と共生が方向性として抽出されます。

### ■緑に関する方向性－2 緑のネットワークの形成と緑化の推進

憩いやうるおいの場となり交流空間となるよう公園・緑地の適正な配置を図るとともに、緑豊かなまちづくりを推進するとい各方向性から、緑のネットワークの形成と緑化の推進が方向性として抽出されます。

### ■緑に関する方向性－3 魅力ある景観づくり

自然環境と配置された公園・緑地、緑化された街路樹や公共空間などが都市空間の中で一つの緑として調和し、良好な都市生活環境づくりを図るとい各方向性から、魅力ある景観づくりが方向性として抽出されます。



1-1. 分析・評価と課題の整理の手順

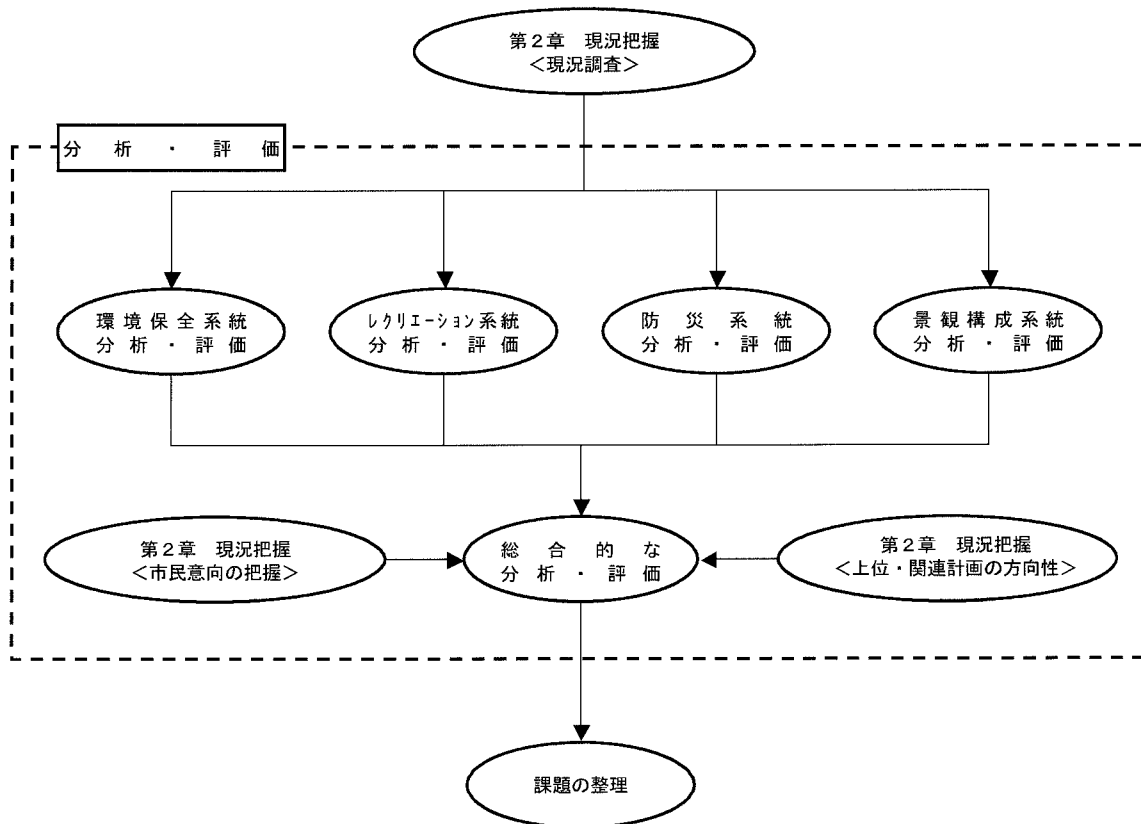
「第2章 現況把握」の結果を受けて、本市の特性や現状等を踏まえた分析・評価を行い、緑豊かな都市づくりに向け、現状の緑の要素を整理します。

分析・評価の視点については、緑が都市において果たす役割は、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観構成」の4つの系統に区分されることから、第2章における現況調査の結果を踏まえながら系統別の分析・評価を行い、その分析・評価の結果と第2章における市民意向の把握及び上位・関連計画の方向性の結果を踏まえ、総合的な分析・評価を行います。

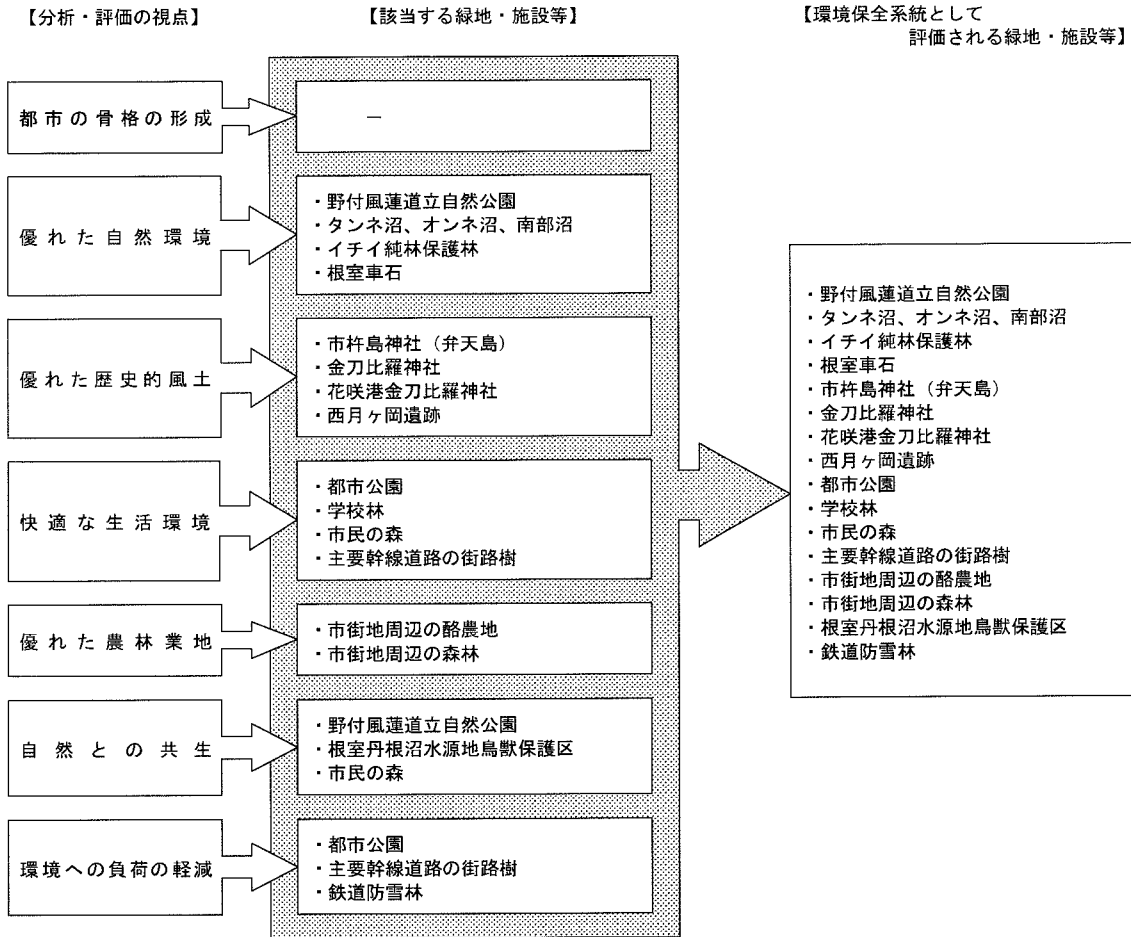
さらに、総合的な分析・評価の結果から、計画対象区域内における緑の課題の抽出と整理を行います。

分析・評価から課題の整理までの手順は、次に示すとおりです。

■分析・評価と課題の整理の手順



■環境保全系統分析・評価の結果



(3) 分析・評価からの課題の整理

環境保全系統の分析・評価を行った結果、保全すべき環境を多く有していることは評価されますが、都市の骨格となる緑地が見当たらない状況となっています。

これは、計画対象区域内の地形が全体として台地状あるいは丘陵性で、山岳や大きな河川はなく概ね平坦な地形となっていることに起因しているものと思われます。

そのため、都市の骨格となる緑のネットワーク形成が今後の課題となっています。

## 2-2. レクリエーション系統の分析・評価と課題の整理

## (1) 分析・評価の視点

レクリエーション系統の分析・評価は、余暇特性、自然とのふれあいの場、日常生活圏におけるレクリエーションの場、広域圏におけるレクリエーションの場、レクリエーションの利用効果を高めるネットワーク性等の視点から行います。分析・評価の視点の具体的内容は、次に示すとおりです。

## ■レクリエーション系統分析・評価の視点

分析・評価の視点	内 容
余 暇 特 性	レクリエーション動向や余暇特性から、今後、必要となる緑地や施設等を分析・評価する。
自然とのふれあいの場	家庭菜園、バードウォッチング等、自然や土とのふれあいを求める要求が高まっていることから、こうした自然型の余暇活動の要素となり得る緑地や施設等を分析・評価する。
日常生活圏におけるレクリエーションの場	日常的レクリエーションの場としてポテンシャルの高い都市公園、歩いていけるような住区基幹公園や児童遊園等の緑地や施設等を分析・評価する。
広域圏におけるレクリエーションの場	大規模公園、広域レクリエーション拠点等、近隣都市も含む広域レクリエーションの場としてポテンシャルの高い緑地や施設等を分析・評価する。
レクリエーションの利用効果を高めるネットワーク性	レクリエーション利用を向上させる視点から、緑道、河川、歩行者専用道路、幹線道路の歩道等、必要とされる緑のネットワーク化を図れる緑地や施設等を分析・評価する。

## (2) 分析・評価の概要

上記の視点に基づき分析・評価した結果、レクリエーション系統として評価される緑地・施設等は、次に示すとおりです。

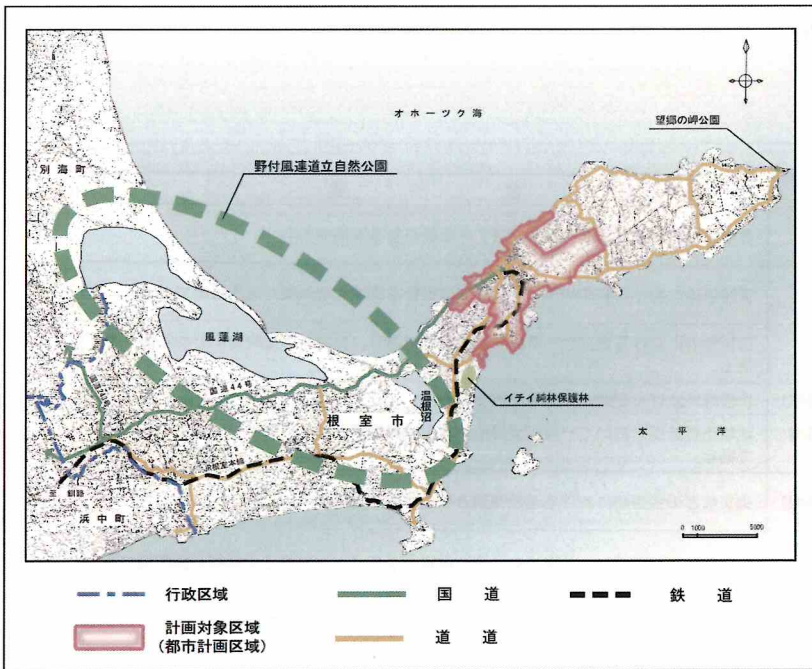
## ■レクリエーション系統分析・評価の概要

分析・評価の視点	該当する緑地・施設等	概 要
余 暇 特 性	市民の森	市街地周辺において自然と親しめる貴重な自然環境であり、身近な自然環境の保全を図る観点からも緑化・保全すべき緑地である。
	市民の森	
自 然 と の ふ れ あ い の 場	野付風連道立自然公園	計画対象区域外であるが道立自然公園であり、特に優れた自然環境を有し、野鳥の楽園でもある緑地である。
	イチイ純林保護林	極めて特異な植物群落地であり、学術的にも貴重で、自然とのふれあいや観察ができる緑地である。
日 常 生 活 圏 に お け る レ ク リ エ ー シ ョ ン の 場	街区・近隣・地区公園	市街地内における身近なレクリエーションの場である。
	社会体育施設	
	学校開放施設	
	花咲港区西浜地区ふれあい広場	
広 域 圏 に お け る レ ク リ エ ー シ ョ ン の 場	運動公園 (根室総合運動公園)	総合運動公園として整備中であり、広域的なスポーツレクリエーションの場となる緑地である。
	総合公園 (明治公園)	総合公園として多様なレクリエーションに対応できるなど、広域的なレクリエーションの場となる緑地である。
レクリエーションの利用効果を高めるネットワーク性	主要幹線道路の街路樹	市街地内における緑のネットワークの形成に寄与することができる緑地である。

■レクリエーション系統分析・評価図

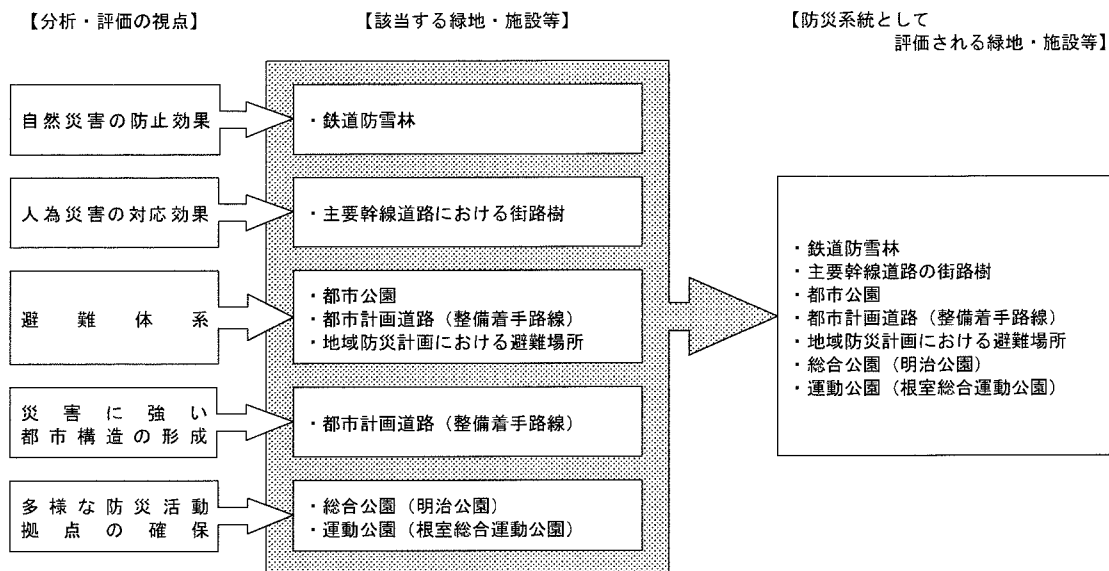


第3章 分析・評価と課題の整理



- - - 都市計画区域 (計画対象区域)
- 用途地域
- 都市公園
- その他の緑地
- 社会体育施設
- 学校開放施設
- 国道 } 主要幹線道路の街路樹
- 道道 }
- - - 行政区
- 計画対象区域 (都市計画区域)
- 国道
- 道道
- - - 鉄道

■防災系統分析・評価の結果



(3) 分析・評価からの課題の整理

「根室市地域防災計画」によって避難場所などが整備・位置付けられていることは評価されるものの、今後は地域防災計画との整合を図りながら、自然環境の保全と防災対策の調和、万が一の災害時に対応する避難地・避難路の配置バランスやネットワークの確保などが課題となっています。

## 2-4. 景観構成系統の分析・評価と課題の整理

## (1) 分析・評価の視点

景観構成系統の分析・評価は、都市や地区を代表する郷土・地区景観、ランドマークとなる場所、優れた景観の眺望点、景観構成のバランス、都市景観の創出等の視点から行います。分析・評価の視点の具体的内容は、次に示すとおりです。

## ■景観構成系統分析・評価の視点

分析・評価の視点	内 容
都市を代表する郷土景観	本市を代表する郷土景観、それを支えている緑や資質を高める緑地や施設等を分析・評価する。
地区を代表する地区景観	各地区を特徴づけ、身近な郷土景観、それを支えている緑や資質を高める緑地や施設等を分析・評価する。
ランドマークとなる場所	市街地からの景観のシンボルとなる場所、ランドマークとなり得る緑地や施設等を分析・評価する。
優れた景観の眺望点	市街地を一望できる場所、良好な山並みが見られる場所等の眺望点となり得る緑地や施設等を分析・評価する。
景観構成のバランス	特徴的な主たる景観要素だけではなく、その周辺や眺望の中間に位置する副次的な景観要素についても分析・評価する。
都市景観の創出	本市の都市景観を向上させる緑地や都市公園等、幹線道路等の緑化等、都市景観を構成する緑地や施設等を分析・評価する。

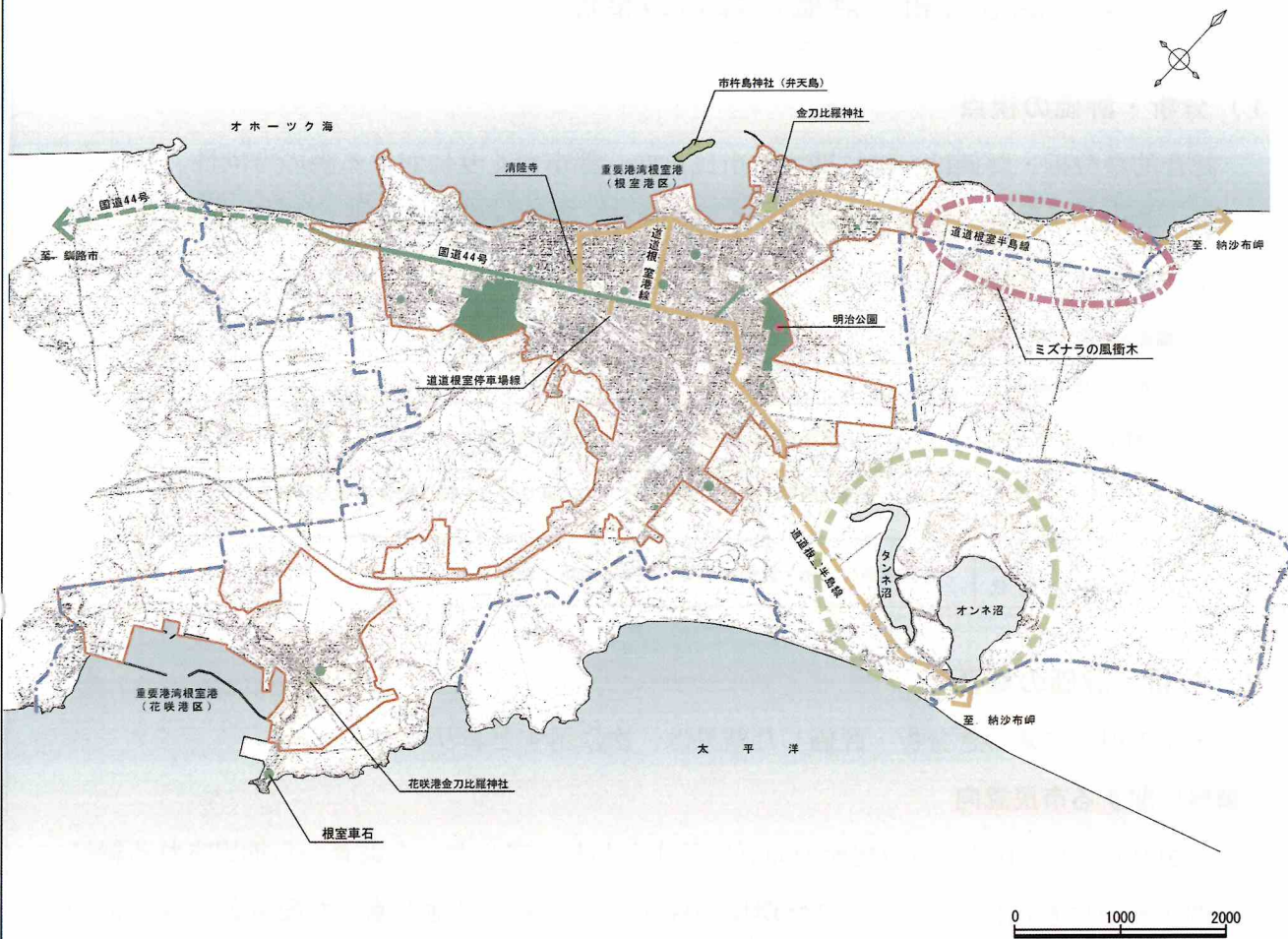
## (2) 分析・評価の概要

上記の視点に基づき分析・評価した結果、景観構成系統として評価される緑地・施設等は、次に示すとおりです。

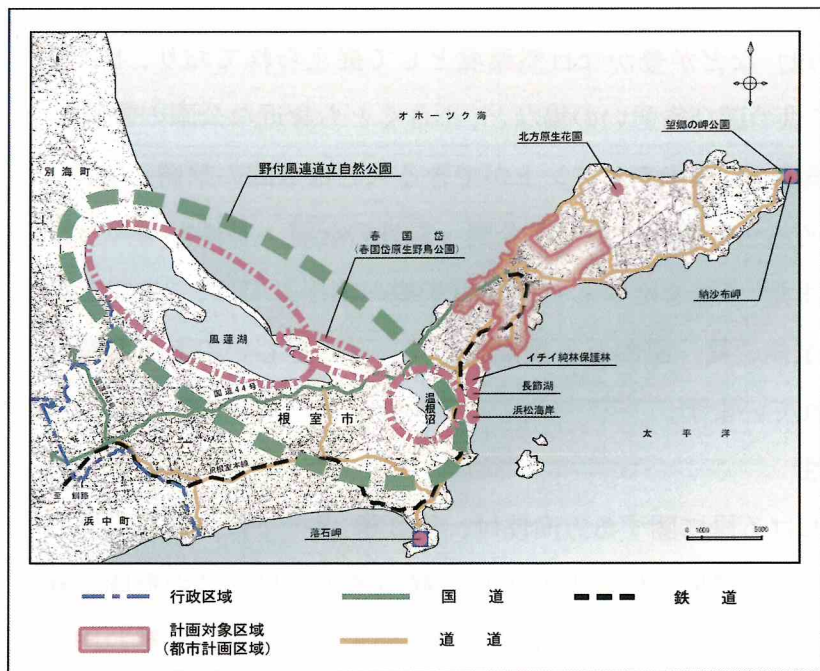
## ■景観構成系統分析・評価の概要

分析・評価の視点	該当する緑地・施設等	概 要
都市を代表する郷土景観	根室十景	本市の自然・気候・風土を代表し、優れた景観を有する景観地である。
	イチイの純林保護林	極めて特異な植物群落地であり、貴重な樹林地景観地となっている。
	ミズナラの風衝木	根室地域の気候・風土をあらわす貴重な自然景観地となっている。
地区を代表する地区景観	タンネ沼、オンネ沼	市街地周辺地における良好な樹林地景観地であり、水辺景観地でもある。
	市杵島神社（弁天島）	本市の歴史と伝統を代表する緑地であり、良好な景観を構成している緑地である。
	金刀比羅神社	
	花咲港金刀比羅神社	
清隆寺	市街地内における桜の名所となっており、身近で良好な景観地である。	
ランドマークとなる場所	—	計画対象区域内にランドマークとなる緑地・施設は特に見当たらない。
優れた景観の眺望点	納沙布岬（根室十景）	根室十景にも数えられ、本市を代表する優れた眺望点である。
	落石岬（根室十景）	
景観構成のバランス	都市公園	市街地の中で街並み景観を構成する緑地である。
都市景観の創出	主要幹線道路の街路樹	市街地内における良好な市街地景観の形成に寄与する緑地である。

■ 景観構成系統分析・評価図



第3章 分析・評価と課題の整理



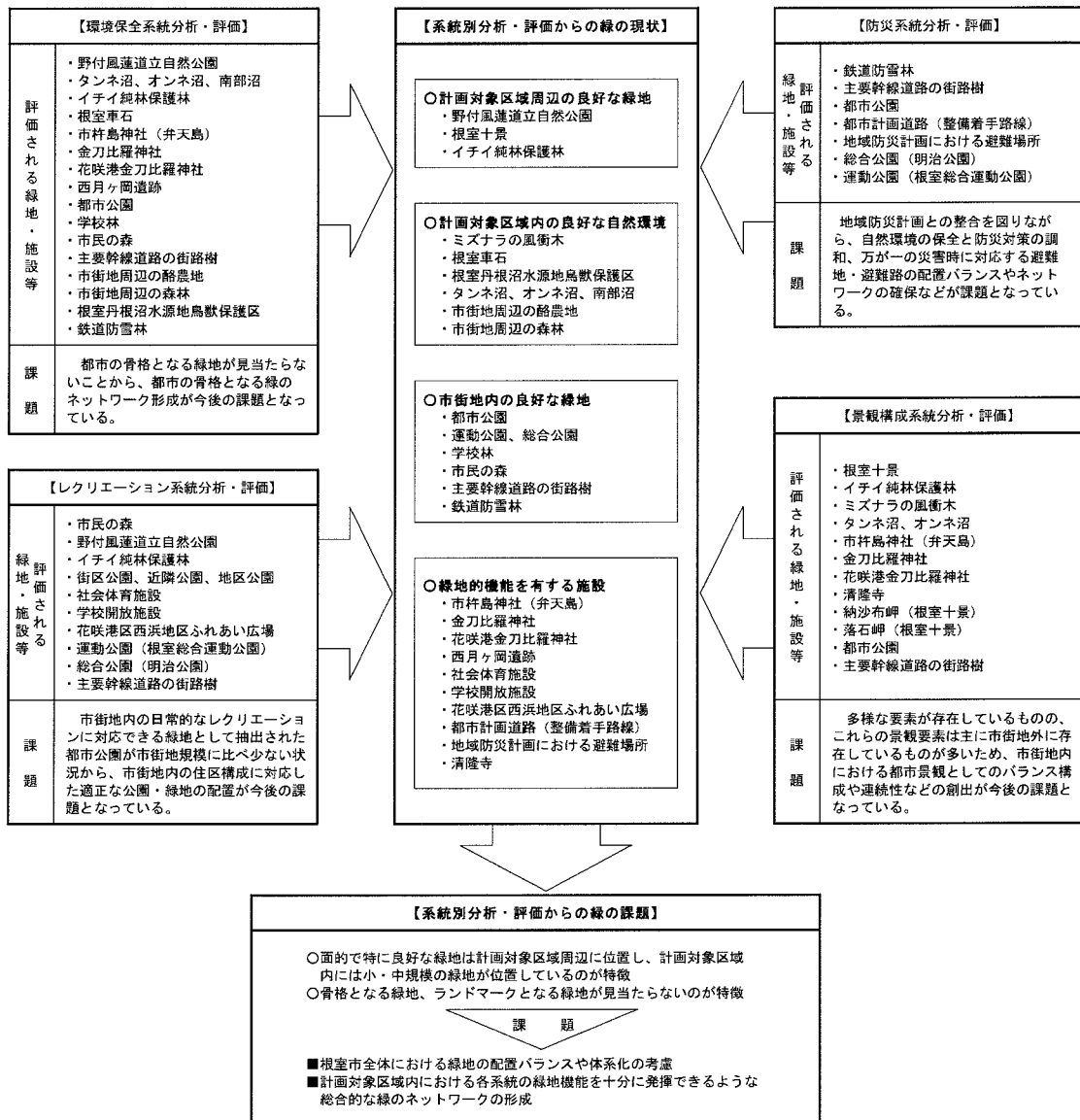
- - - 都市計画区域 (計画対象区域)
- 用途地域
- 都市を代表する郷土景観地
- 地区を代表する地区景観地
- 都市公園
- 優れた景観の眺望点
- 国道 } 主要幹線道路
- 道道 } の街路樹

■系統別分析・評価からの緑の現状

各系統別の分析・評価からの緑の現状は、次に示すとおりとなっており、計画対象区域内外にわたって各系統別に評価される良好な緑地や施設があるものの、面的で特に良好な緑地の大半は計画対象区域周辺に位置し、計画対象区域内には小・中規模の緑地が位置しており、骨格となる緑地、ランドマークとなる緑地が見当たらないのが特徴となっています。

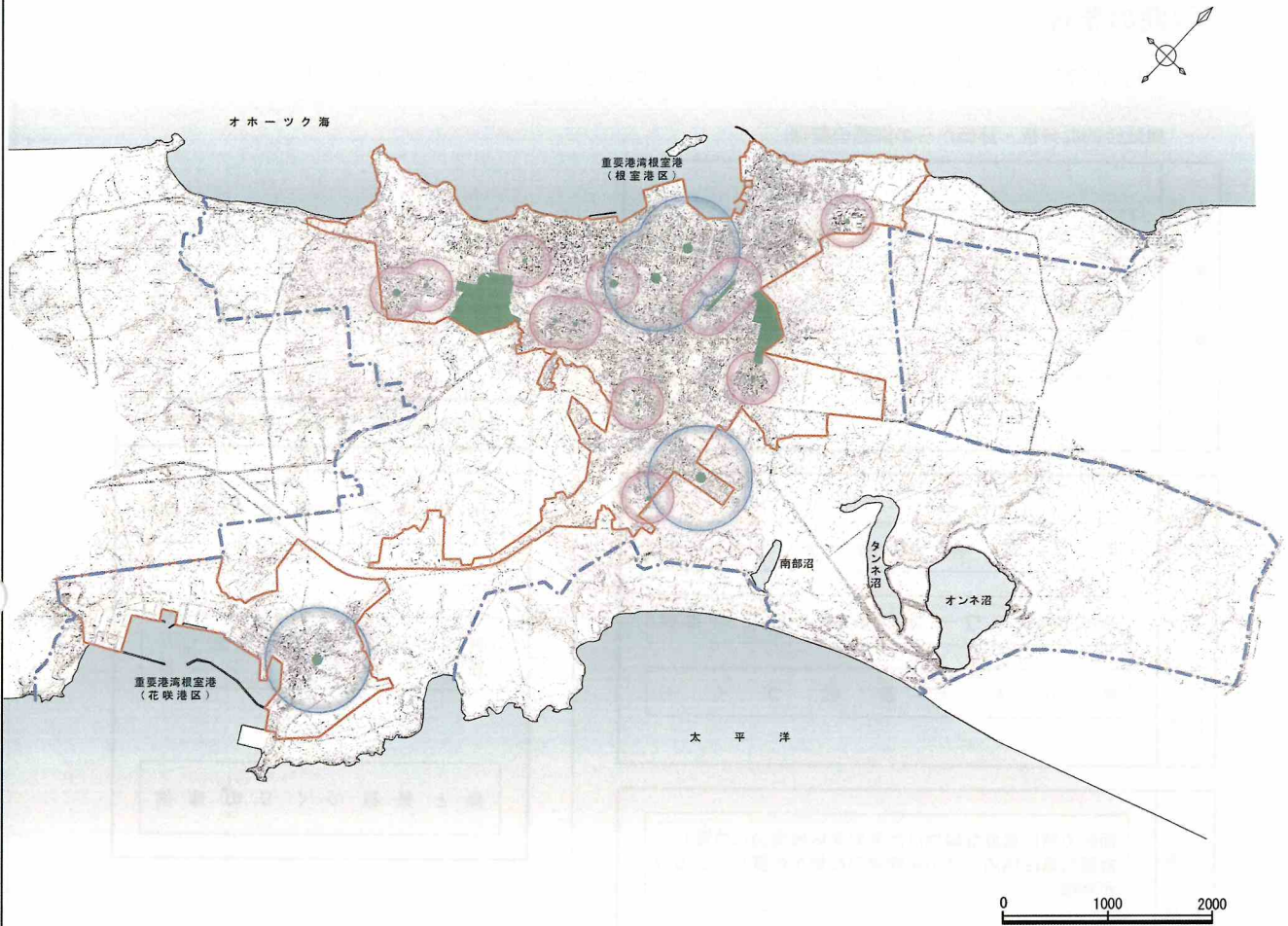
そのため、根室市全体における緑地の整備状況や体系を考慮するとともに、計画対象区域内における各系統の緑地機能を十分に発揮できるような総合的な緑のネットワークの形成が課題となっています。

■系統別分析・評価からの緑の現状





■都市公園の配置バランス図



- 都市計画区域  
(計画対象区域)
- 用途地域
- 都市公園
- 街区公園の誘致範囲  
(半径250mとした場合)
- 近隣公園の誘致範囲  
(半径500mとした場合)

○緑と景観づくりの連携

市民の景観に対するニーズが高まりつつあり、景観緑三法が公布されたことも踏まえ、根室市全体、計画対象区域内及び市街地内・地域・地区などの実情に応じた景観に対する市民ニーズに配慮し、緑の保全と都市との調和、緑化の推進などを今後どう図るかが検討課題となっています。

## 1-1. 都市の概況

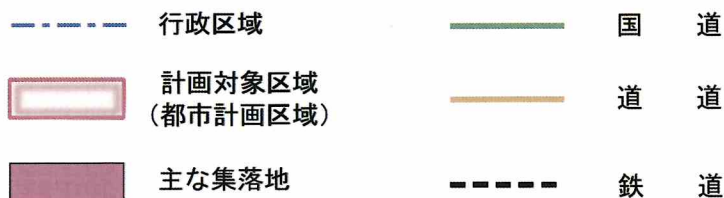
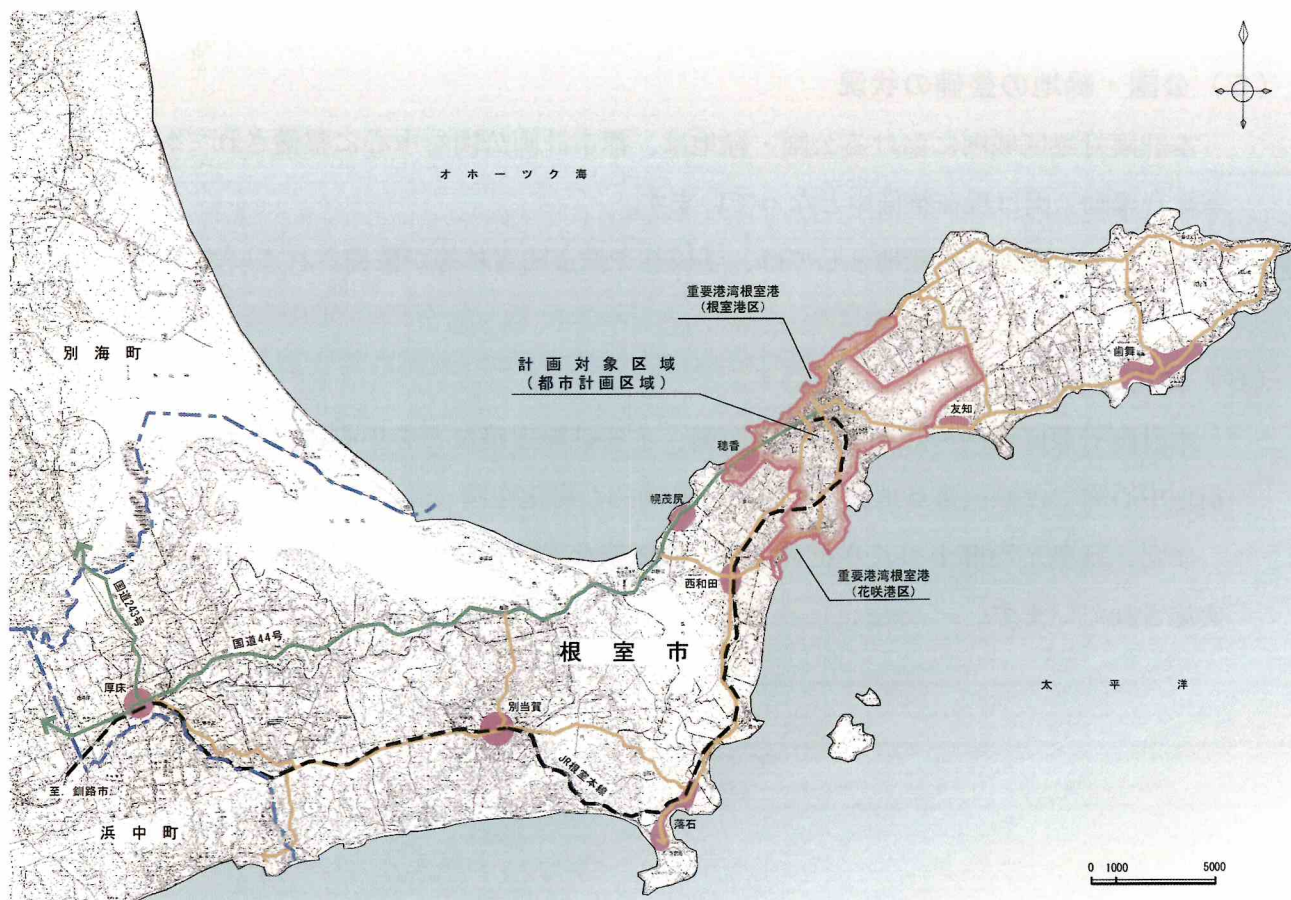
### (1) 都市の位置

本計画区域である根室都市計画区域は、根室市の西部で東西に細長く突き出た根室半島  
の中部に位置し、北にはオホーツク海、南には太平洋を臨むことができ、国道44号及びJR  
根室本線の終点となっています。

### (2) 都市の位置付け

本計画対象区域は、古くから本市の中心市街地として発展してきたことから、本市  
の行政及び産業の中心地となっています。また、周辺に良好な自然環境が形成されている  
ことから観光の拠点地としての発展や、重要港湾根室港が整備されていることから物流・  
人的交流の拠点地としての発展が期待されています。

■計画対象区域の位置図

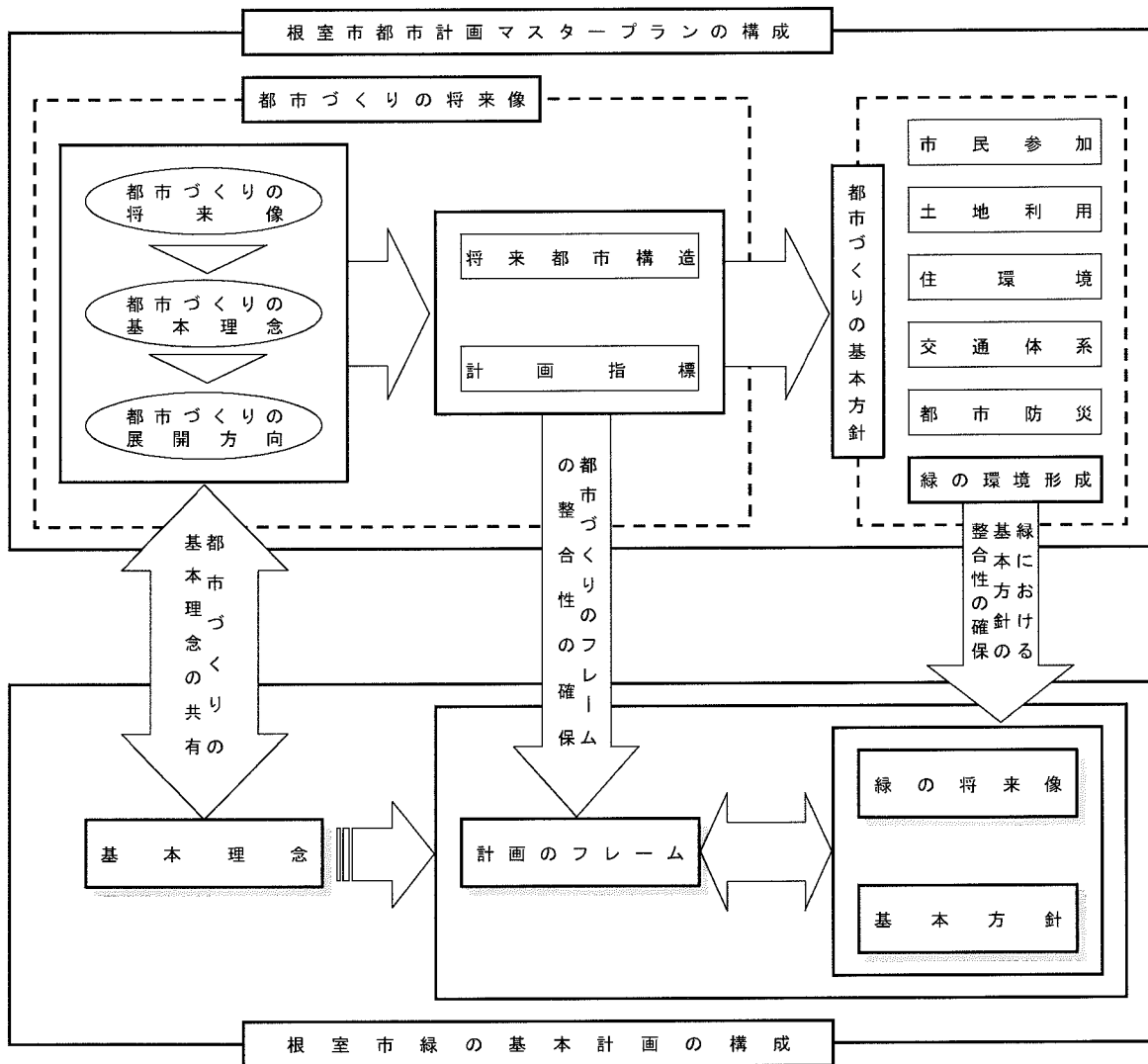


1-2. 基本理念

(1) 根室市都市計画マスタープランとの整合

本計画は、都市マスの基本的な方針に適合することが都市緑地法で求められていることを踏まえ、都市マスと本計画における基本理念及び緑の将来像などの計画の基本構成部分の整合を次のとおり確保するものとします。

■都市計画マスタープランとの整合性の確保



■環境への負荷が少ない都市環境づくり

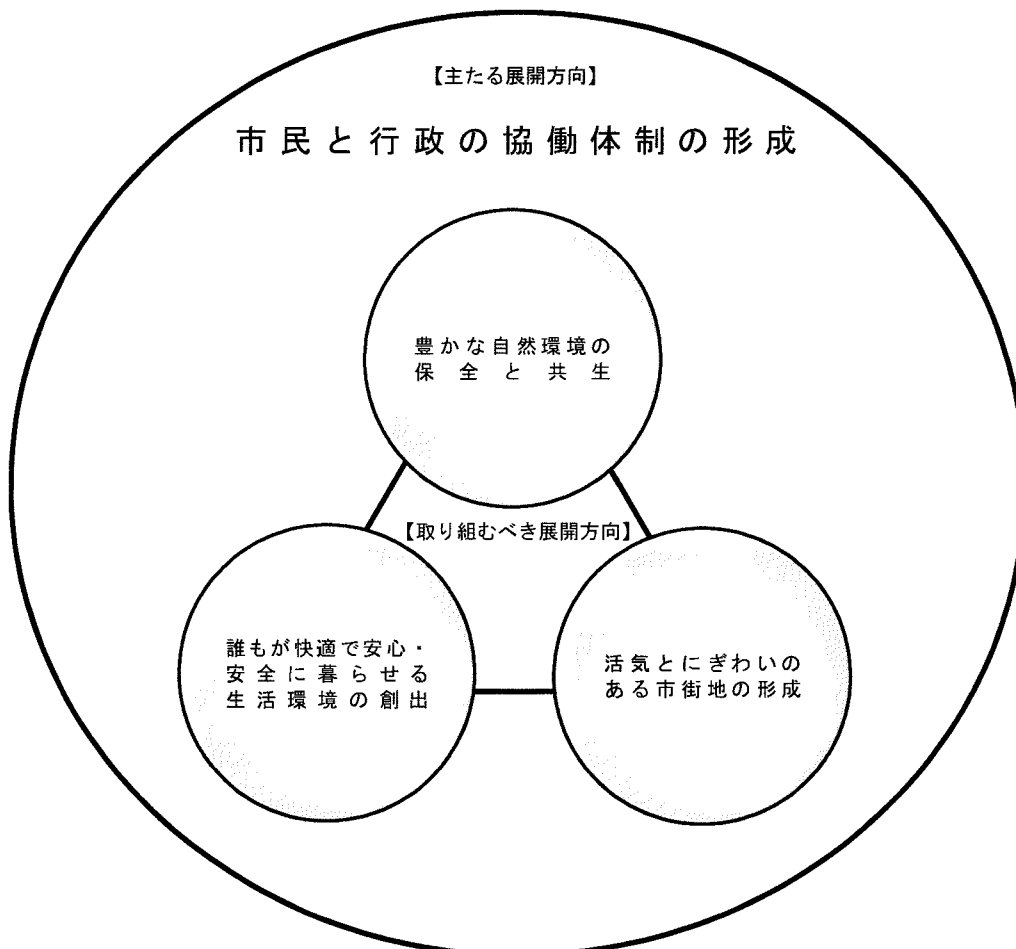
我が国のこれまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会構造はごみ問題を生じ、ごみ処理に伴うダイオキシン等による環境汚染を招いていることは全国的な問題となっていることから、本市においてもごみの減量化や再資源化を促進するなど地球規模の環境の保全も視野に入れ、本市の豊かで貴重な自然環境を持続的に保全し、都市環境と調和した循環資源型・環境保全型社会<sup>※1</sup>の実現に向け、森林の無秩序な伐採、海・河川の水質汚染やごみの不法投棄などの環境への負荷が少ない都市環境づくりを目指します。

<sup>※1</sup> 循環資源型・環境保全型社会：天然資源の消費を抑制し、廃棄より再利用・再生利用を第一に考え、資源の循環と環境の保全を図る社会

(4) 都市づくりの展開方向

都市づくりの展開方向は、「市民と行政の協働体制の形成」を主たる方向性として位置付けるとともに、自然環境・市街地形成・生活環境の観点から今後の取り組むべき方向性を設定します。

■都市づくりの展開方向



な都市計画の運用に支障が生じています。また、将来的な人口の増加を見込むことが難しい状況となっているなか効果的な社会資本の投資を行うため、将来的な人口規模に応じた適正な市街地の形成を国及び北海道からも求められています。

さらに、市街地中心部に位置する市立根室病院は施設の老朽化の進行や敷地の狭隘などを踏まえ今後の高齢社会に対応するとともに医療体制の充実を図るため、市立病院の移転建替えが決定しており、その病院跡地や移転先における土地利用の活性化と都市機能の充実などが求められています。

そのため、これまでの大幅な人口増加を見込んで市街地を拡大し都市化を進める思考から、本市の現状と都市に生活する市民の視点に立った生活環境の豊かさを追求する思考へと転換し、将来人口に配慮した小さくまとまりのある市街地の形成を図りながら、都市機能の充実や中心市街地の活性化などを展開して活気とにぎわいのある市街地の形成を目指します。

※<sup>3</sup> 未利用地：市街地内で市街地としての利用がされていない土地（例：原野、雑種地など）

### ■誰もが快適で安心・安全に暮らせる生活環境の創出

少子高齢化及び核家族化の進行に伴い、市民のライフスタイル(生活様式)が様々な多種多様化してきており、今後の高齢社会に向けた都市づくりが求められています。

そのため、医療・保健・福祉などが充実し、子供から高齢者・体の不自由な方まで市民の誰もが快適で、安心・安全に住み慣れた地域に暮らし続けることができるような生活環境と、教育・スポーツ・文化等への市民活動を通して生きがいを感じ、心豊かな人間性を育む環境の創出を目指します。

### ○多様な機能を有する公園・緑地の配置

市街地内における街区公園・近隣公園などの身近な公園・緑地は、地域・地区における交流とふれあいの場であるとともに、高齢者の健康維持や子育て環境の場として重要な公共的役割を担っている都市施設となっています。

これらのことを踏まえ、市街地内での公園整備状況や地域・地区における市民の利用状況などに配慮しながら、憩いとうるおいがあり交流の場となるような多様な機能を有する身近な公園・緑地の整備を図ります。

### ○良好な緑地の積極的な保全

市街地内における神社林、学校林及び鉄道防雪林は市街地環境を良好に維持するとともに、身近な自然的環境を有していることから、その良好な緑地環境を協働で保全に努めます。

また、ハッター川、西月ヶ丘川などの河川については、各種開発事業との調整を図りつつ、親水機能に配慮した自然とふれあう水辺空間の活用など、総合的な治水対策に努めるとともに、タンネ沼、オンネ沼周辺は良好な水辺地であり、良好な樹林地でもあることから、その緑地環境の保全に努めます。

### ■憩いとうるおいのある緑化の推進

都市の緑は、自然と人、都市との調和・共生などの多面的な機能を有し、市民に憩いとうるおいを与える非常に重要なものとなっていることから、公園・緑地の配置や都市景観の形成と連携・調和を図りながら、緑豊かな環境形成となるような緑化の推進を目指します。

### ○土地利用に応じた緑化の推進

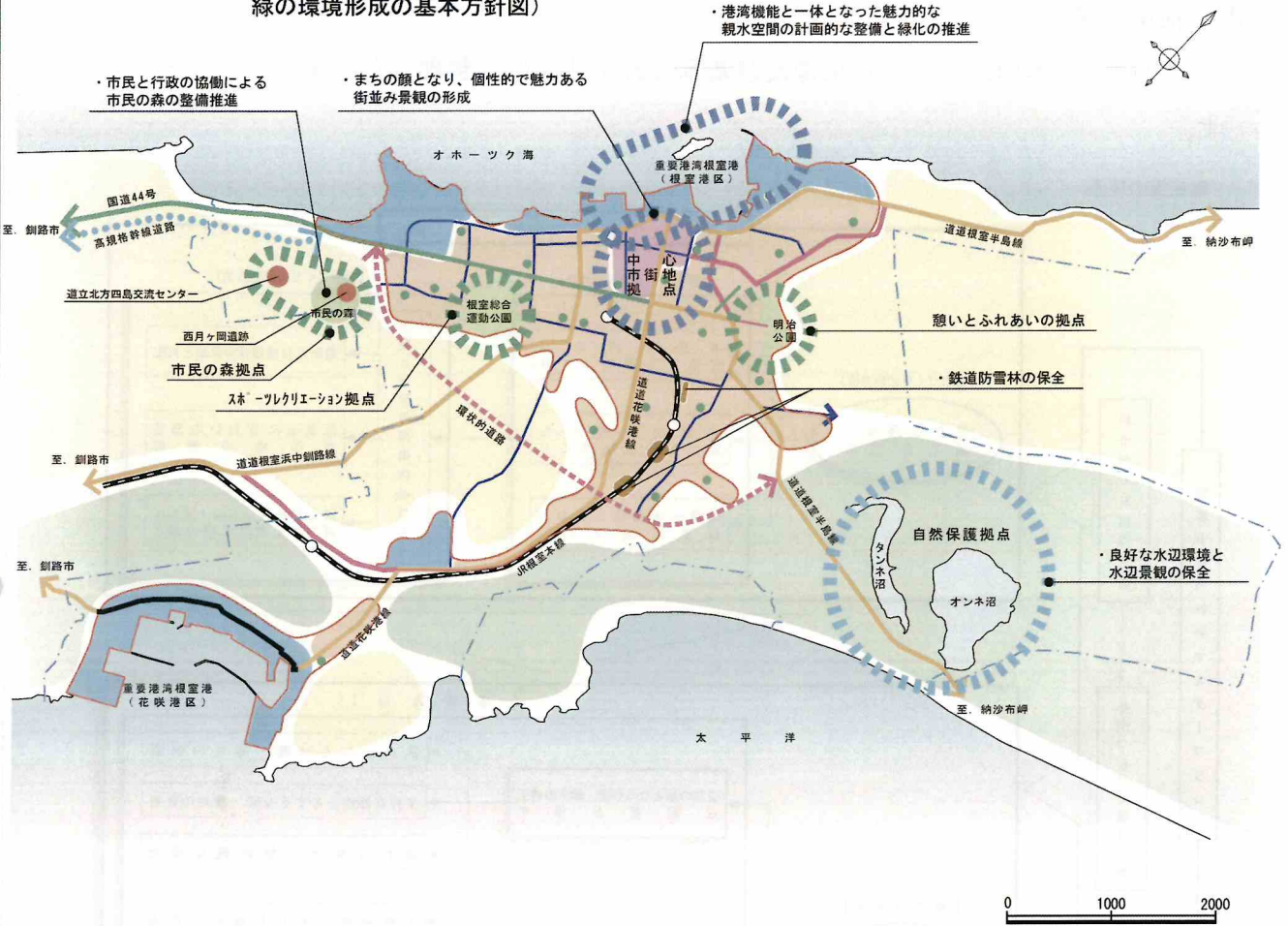
- ・住宅地 → 市民がうるおいとやすらぎを享受できるよう、一体的で個性と特色ある緑化を計画的に図ります。また、生け垣やガーデニングなど、市民の自主的な緑化活動と協働での促進に努めます。
- ・商業地 → 賑わいの中で、緑豊かで彩りのある魅力的な商業地となるような緑化に努めます。
- ・工業地 → 周辺の自然環境及び住環境に配慮しつつ、工場立地法に基づいた工場の外周や駐車場等の緑化促進に努めます。

### ○公共公益施設における緑化の推進

- ・交通体系 → 道路整備と連動し、自然・社会・景観などの沿道条件に配慮した街路樹や花などの緑化を図ります。また、鉄道沿線については、周辺住環境への配慮と本市のイメージアップとなる緑化の促進を図ります。
- ・公園 → 公園の種別や配置されている地域・地区の自然的・社会的条件や周辺の住環境などに配慮し、地域・地区のシンボルとなるような緑化に努めます。

# 1. 緑地の保全及び緑化の目標

■緑の将来像図（根室市都市計画マスタープランにおける緑の環境形成の基本方針図）



・市民と行政の協働による市民の森の整備推進

・まちの顔となり、個性的で魅力ある街並み景観の形成

・港湾機能と一体となった魅力的な親水空間の計画的な整備と緑化の推進

道立北方四島交流センター

西月ヶ岡道路

市民の森拠点

スポーツレクリエーション拠点

根室総合運動公園

環状約道路

重要港湾根室港（根室港区）

道道根室半島線

道道根室派中釧路線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

道道花咲港線

憩いとふれあいの拠点

明治公園

・鉄道防雪林の保全

自然保護拠点

カシノ沼

オンネ沼

・良好な水辺環境と水辺景観の保全

至、釧路市

至、釧路市

太平洋

至、納沙布岬

至、納沙布岬

0 1000 2000

- 都市計画区域
- 将来的な市街地

- と丘なる地緑景地観
- 良好な森林・農地地帯
  - 良好な森林地帯
- 土市地街利地用内
- 主な住宅地
  - 主な商業地
  - 主な工業地

- 主要交通骨格
- 国道
  - 高規格幹線道路
  - 道道
  - 市道
  - 市道（検討路線）
  - 臨港道路
  - 鉄道
- 幹線道路を道る

- 拠点となる公園・緑地
- 身近な公園・緑地
- 市街地内の良好な緑地

4章 緑の基本計画



## 1-4. 計画のフレーム

## (1) 計画のフレーム

本計画のフレームは、都市マスとの整合を図り、次のとおり設定します。

## ① 計画対象区域

計画対象市町村	都市計画区域名
根室市の一部	根室都市計画区域の全域（約3,418ha）

## ② 都市計画人口の見通し

年次	現況 (平成16年度)	中間年次 (平成26年度)	目標年次 (令和8年度)
人口	27.1 千人	24.9 千人	22.5 千人

※現況の数値は、平成12年の国勢調査の人口である。

## ③ 市街地の規模

年次	現況 (平成12年度)	中間年次 (平成26年度)	目標年次 (令和8年度)
市街地人口	26.5 千人	24.4 千人	22.0 千人
市街地規模	1,230 ha	980 ha	980 ha
人口密度	21.5 人/ha	24.9 人/ha	22.4 人/ha

※現況の市街地人口の数値は、平成12年の国勢調査の人口である。

## ④ 地域区分の構成

対図番号	地域名	地域の概要
1	北西市街地地域	重要港湾根室港（根室港区）を中心とした水産加工場などの工業系施設が集積し、また、主要な商業施設、官公庁、金融機関が集積していることから、市街地における商工業地の中心地としてのまとまりを有している。
2	中部市街地地域	地区の大半が専用住宅地となっており、良好な住宅地としてのまとまりを有している。
3	花咲港市街地地域	重要港湾根室港（花咲港区）中心とした水産加工場や港湾関連施設が集積しており、古くから花咲港区を中心としたコミュニティが形成されている。

(2) 計画の目標水準

本計画における目標水準は、次のとおり設定します。

①緑地の確保目標水準

目標年次（平成36年度） における緑地確保目標量	将来市街地面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	約 60.21 ha	約 6.14 %	約 788.01 ha	約 23.05 %

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年 次	現 況 (平成16年度)	中間年次 (平成26年度)	目標年次 (令和8年度)
都 市 公 園	約 12.36 m <sup>2</sup> /人	約 25.51 m <sup>2</sup> /人	約 42.21 m <sup>2</sup> /人
都 市 公 園 等	約 12.74 m <sup>2</sup> /人	約 25.93 m <sup>2</sup> /人	約 42.80 m <sup>2</sup> /人

③緑化と景観形成の推進方針

○ 街並み景観に配慮した緑化の推進

○ 市民参加による緑化と景観形成の推進

## 2-2. 環境保全系統の緑地の配置方針

環境保全系統における緑地の配置方針は、分析・評価の内容から良好な自然環境の保全と共生、都市の骨格や拠点となる緑地の整備、身近な公園緑地の充実、港湾地区における緑地の創出を視点として、緑地の配置を図ります。

### ○良好な自然環境の保全と共生

- ・計画対象区域周辺における特に良好な自然環境である野付風蓮道立自然公園、イチイの純林保護林の積極的な保全を図るとともに、その環境を活用した自然とのふれあいなどの共生を図ります。
- ・タンネ沼、オンネ沼、南部沼とその周辺地は、良好な水辺環境と樹林地環境を有し、根室丹根沼水源地鳥獣保護区に指定され野生鳥獣の飛来地となっていることから、その良好な自然環境の保全を図ります。
- ・根室車石は、国指定の天然記念物となっていることから、その貴重な環境の保全を図ります。
- ・市街地周辺に植生する森林は、保安林や地域計画対象民有林に指定されている森林であることから、その森林環境の保全を図るとともに、その環境を活用した自然とのふれあいなどの共生を図ります。
- ・市街地周辺に広がる酪農地は、計画対象区域内における環境保全に資する緑地として、酪農業との連携を図りながら、その環境の保全を図ります。

### ○都市の骨格や拠点となる緑地の整備

- ・西月ヶ岡遺跡は本市の歴史を表す史跡であり、その周辺に整備している市民の森は、毎年植樹祭などで計画的な植樹がされていることから、都市の拠点となる緑地として積極的な整備を図ります。
- ・市街地内における幹線道路の街路樹は、緑のネットワークの形成に資する緑地であることから、道路管理者との調整を図りながら積極的な整備を図ります。また、高規格幹線道路については、周辺自然環境と調和した緑化整備に努めます。

### ○身近な公園緑地の充実

- ・市街地内の憩いと安らぎの場となるとともに、交流の場となるよう市街地内の公園・緑地の整備状況に配慮した都市公園及び緑地の適正な配置と整備を図ります。
- ・市杵島神社(弁天島)、金刀比羅神社及び花咲港金刀比羅神社周辺の緑地、北斗小学校及び柏陵中学校の学校林は、市街地内の良好な緑地であることから、その環境の保全に努めます。
- ・JR根室本線の沿線に植生する鉄道防雪林は、市街地内の良好な緑地であり、冬期間の強風の影響の軽減に資する緑地であることから、その環境の保全に努めます。

### ○港湾地区における緑地の創出

- ・根室港区において、親水空間となり、本市を訪れる人々との交流とふれあいの場となる緑地の創出を図ります。
- ・花咲港区において、本市を訪れる人々との交流とふれあいの場となる花咲港区西浜地区ふれあい広場の充実及び港湾内の潤いのある緑地空間の創出を図ります。

## 2-3. レクリエーション系統の緑地の配置方針

レクリエーション系統における緑地の配置方針は、分析・評価の内容から自然とのふれあいの場の保全と活用、都市におけるレクリエーション拠点の充実、身近なレクリエーション施設の充実を視点として、緑地の配置を図ります。

### ○自然とのふれあいの場の保全と活用

- ・計画対象区域周辺における野付風蓮道立自然公園は、特に優れた自然環境を有し野鳥の楽園となっており、また、イチイの純林保護林は極めて特異な植物群落地となっていることから、自然とのふれあいの場として積極的な保全を図りつつ、レクリエーションの場としての活用を図ります。
- ・市民の森は、計画対象区域内において自然と親しむことができる場として、その環境の保全を図りつつ、レクリエーションの場としての活用を図ります。

### ○都市におけるレクリエーション拠点の充実

- ・根室総合運動公園は、広域的なスポーツレクリエーションの場となる緑地として配置するとともに、運動公園としての機能充実を図ります。
- ・明治公園は、総合公園であることから市民の交流・ふれあい・イベントなどの多様なレクリエーションに対応できる緑地としての配置するとともに、その機能の充実を図ります。
- ・JR根室駅周辺の旧国鉄清算事業団跡地を有効活用し、本市を訪れる人々との交流が図れる場となる根室駅前広場の創出を図ります。
- ・根室港区において、親水空間となり、本市を訪れる人々との交流やイベントの場となる緑地の創出を図ります。
- ・花咲港区において、本市を訪れる人々との交流とふれあいの場となる花咲港区西浜地区ふれあい広場の充実を図ります。

### ○身近なレクリエーション施設の充実

- ・街区公園、近隣公園及び地区公園などの都市公園・緑地については、市街地内の徒歩圏における身近なレクリエーション施設として、市街地内の公園・緑地の整備状況に配慮しつつ適正な配置を図ります。
- ・スポーツや文化・教養などの市民の多様な余暇活動の場となっている社会体育施設及び学校開放施設の機能の活用と充実を図ります。
- ・市街地内における幹線道路の街路樹は、主要なレクリエーション施設をネットワークし、レクリエーションの利用効果を高める緑地として配置します。

### 2-4. 防災システムの緑地の配置方針

防災システムにおける緑地の配置方針は、分析・評価の内容から災害防止に資する緑地の保全、防災機能を有する公園緑地の充実と整備を視点として、緑地の配置を図ります。

#### ○災害防止に資する緑地の保全

- ・ JR根室本線の沿線に植生する鉄道防雪林は、冬期間の強風の影響の軽減に資する緑地であることから、その環境の保全に努めます。
- ・ 市街地内における幹線道路の街路樹は、道路沿線における騒音や排気ガスなどの影響の軽減に資する緑地であり、災害時の緩衝緑地帯としての機能を有することから、災害時の遮断空間となる都市計画道路等の市街地幹線道路の整備と連携を図りながら積極的な整備を図ります。

#### ○防災機能を有する公園緑地の充実と整備

- ・ 災害時において多様な防災活動の拠点となり得るオープンスペースを有している明治公園及び根室総合運動公園については、災害時における一時避難場所としての機能と併せて、危険回避のためのスペース機能としての役割を担えるよう既設公園の再整備と機能の充実を図ります。
- ・ 地域防災計画で避難場所として位置付けられている教育施設などの公共公益施設においては、施設周辺に災害時の緩衝緑地となり得る緑地の充実を図ります。
- ・ 災害時における一時的な避難場所となり、災害時の遮断空間となるよう都市公園・緑地の適正な配置を図ります。
- ・ 市街地内の幹線道路は、災害時における避難路としての役割を担う道路として位置付け、道路管理者との調整を図りながら積極的な整備を図ります。

### 2-5. 景観構成系統の緑地の配置方針

景観構成系統における緑地の配置方針は、分析・評価の内容から優れた自然景観地の保全、都市景観の創出に資する緑地の保全と整備を視点として、緑地の配置を図ります。

#### ○優れた自然景観地の保全

- ・計画対象区域周辺に位置する根室十景は、本市を代表する自然景観地であり、その中の納沙布岬と落石岬については、本市を代表する優れた眺望点であることから、それらの良好な自然環境の保全を図ります
- ・計画対象区域周辺に植生しているイチイの純林保護林は、極めて特異な植物群落地としての貴重な樹林地景観地となっていることから、その貴重な自然環境の保全を図ります。
- ・計画対象区域周辺に植生しているミズナラの風衝木は、本市の気候・風土をあわらず貴重な自然景観地となっていることから、その貴重な自然環境の保全を図ります。
- ・タンネ沼、オンネ沼及びその周辺の樹林地は、良好な水辺地と樹林地が一体となった景観地であることから、その良好な自然環境の保全を図ります。

#### ○都市景観の創出に資する緑地の保全と整備

- ・市街地内における街並み景観の重要な構成要素となる都市公園、緑地及び街路樹などの緑地の適正な配置と整備を図ります。
- ・市杵島神社(弁天島)、金刀比羅神社及び花咲港金刀比羅神社周辺の緑地は、郷土を代表する歴史的・伝統的な景観を形成していることから、その景観の保全に努めます。
- ・清隆寺は、市街地内における桜の名所となっていることから、その良好な景観の保全に努めます。
- ・根室港区において、本市を訪れる人々との交流とふれあいの場としてのランドマークとなるような緑地の創出を図ります。
- ・花咲港区において、港湾地区の良好な景観形成に資する緑地の創出を図ります。

## 2-6. 総合的な緑地の配置方針

総合的な緑地の配置方針は、各系統の配置方針の内容から根室市を代表する緑地の保全、都市の骨格・拠点となる緑地の創出、多様な機能を有する緑地の保全と充実を視点として、緑地の配置を図ります。

### ○根室市を代表する緑地の保全

計画対象区域の周辺地域において、特に良好で貴重な自然環境である野付風蓮道立自然公園やイチイの純林保護林などは、計画対象区域内を取り囲み根室市を代表する緑地として配置し、その自然環境の保全を図ります。

また、計画対象区域内における根室車石、タンネ沼、オンネ沼などは、特に良好な自然環境を有していることから、根室市を代表する緑地として配置し、その環境の保全を図ります。

- ・野付風蓮道立自然公園
- ・根室十景
- ・根室車石
- ・イチイの純林保護林
- ・ミズナラの風衝木
- ・タンネ沼、オンネ沼、南部沼

### ○都市の骨格・拠点となる緑地の創出

計画対象区域内における緑の拠点として、市民の森、都市基幹公園である明治公園・根室総合運動公園、根室港区における緑地を配置し、それら拠点とその他の身近な緑地を連絡し緑の骨格となる緑地として幹線道路の街路樹を配置し、緑のネットワーク形成の基盤となる緑地の整備・創出を図ります。

- ・市民の森
- ・根室港区における緑地
- ・明治公園、根室総合運動公園
- ・幹線道路の街路樹

### ○多様な機能を有する緑地の保全と充実

計画対象区域内の日常生活圏において、環境、レクリエーション、防災、景観など生活環境の向上に資する多様な機能を有する緑地を適正に配置し、その環境の保全と機能の充実を図ります。

- ・都市公園
- ・市杵島神社(弁天島)、金刀比羅神社、花咲港金刀比羅神社
- ・学校林
- ・社会体育施設、学校開放施設
- ・避難場所となっている公共公益施設
- ・根室駅前広場
- ・鉄道防雪林
- ・市街地周辺の農地と森林
- ・花咲港区西浜地区ふれあい広場
- ・清隆寺

3-1. 施設緑地の整備目標及び配置方針

(1) 都市公園

都市公園としての施設緑地の整備方針は、次に示す公園の分類を基本として緑地の配置方針に基づき設定します。

■都市公園の基本的な分類

種類	種類	内 容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できるよう1ヵ所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用できるよう1ヵ所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるよう1ヵ所当たり面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園 都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1ヵ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1ヵ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域なブロック単位ごとに1ヵ所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園	主として一つの都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1ヵ所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、その他特殊公園、墓園でその目的に即し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然環境の保護、保全、自然環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
	広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1ヵ所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合は植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	

近隣住区＝幹線街路等に囲まれた概ね1km四方(面積100ha)の居住単位



## ○総合公園・運動公園

総合公園(明治公園)、運動公園(根室総合運動公園)については、災害時における緊急避難場所となるよう、防災公園としての機能の一部を担えるような施設整備の充実を図るものとします。

## ③整備目標

整備方針に基づいて配置・整備する各都市公園の整備目標は、122頁の緑地の整備目標総括表及び124頁の施設緑地の整備目標個別調書に示すとおりです。

## ④概ね4ha以上の都市公園の概ねの位置及び規模

整備方針に基づいて配置・整備する都市公園の中で、概ね4ha以上の規模となる公園・緑地の概ねの位置と規模は、以下に示すとおりです。

■概ね4ha以上の都市公園の概ねの位置及び規模

種別	名称	位置	規模
総合公園	明治公園	明治町	11.4ha
運動公園	根室総合運動公園	西浜町	26.6ha
都市緑地	(仮)港湾緑地	平内町、弥生町	3.5ha

## (2) 公共施設緑地

## ①配置方針

市街地内に位置する社会体育施設、教育文化施設、保健福祉施設などの公共公益施設における植栽地を公共公益施設緑地として配置するとともに、緑化整備の充実に努めます。

また、幹線道路網については、道路管理者との調整を図りながら植樹帯を緑のネットワークの軸となる公共公益施設緑地として配置するとともに、街路樹や花などの緑化整備の拡充に努めます。

## ②整備目標

整備方針に基づいて配置・整備する公共施設緑地の整備目標は、122頁の緑地の整備目標総括表及び124頁の施設緑地の整備目標個別調書に示すとおりです。

## 3-2. 地域制緑地の配置目標及び配置方針

### (1) 法による地域制緑地

#### ①配置方針

現在、森林法によって指定されている保安林及び地域森林計画対象民有林、または河川法に基づくタンネ沼、オンネ沼、南部沼等の湖沼については、法による地域制緑地として配置するものとします。

#### ②配置目標

配置方針に基づいて配置する法による地域制緑地の配置目標は、122頁の緑地の整備目標総括表及び128頁の地域制緑地の個別調書に示すとおりです。

#### ③法による地域制緑地の概ねの位置及び規模

配置方針に基づいて配置する地域制緑地の概ね位置と規模は、次頁に示すとおりです。

### (2) 条例等による地域制緑地

本市では緑に関する条例等は、現時点において制定されておられません。そのため、条例等による地域制緑地は、今後の緑地環境の推移や社会的情勢、市民ニーズを勘案しつつ、市民とのコンセンサスを得ながら随時適切に指定していくものとします。



3. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

第4章 緑の基本計画

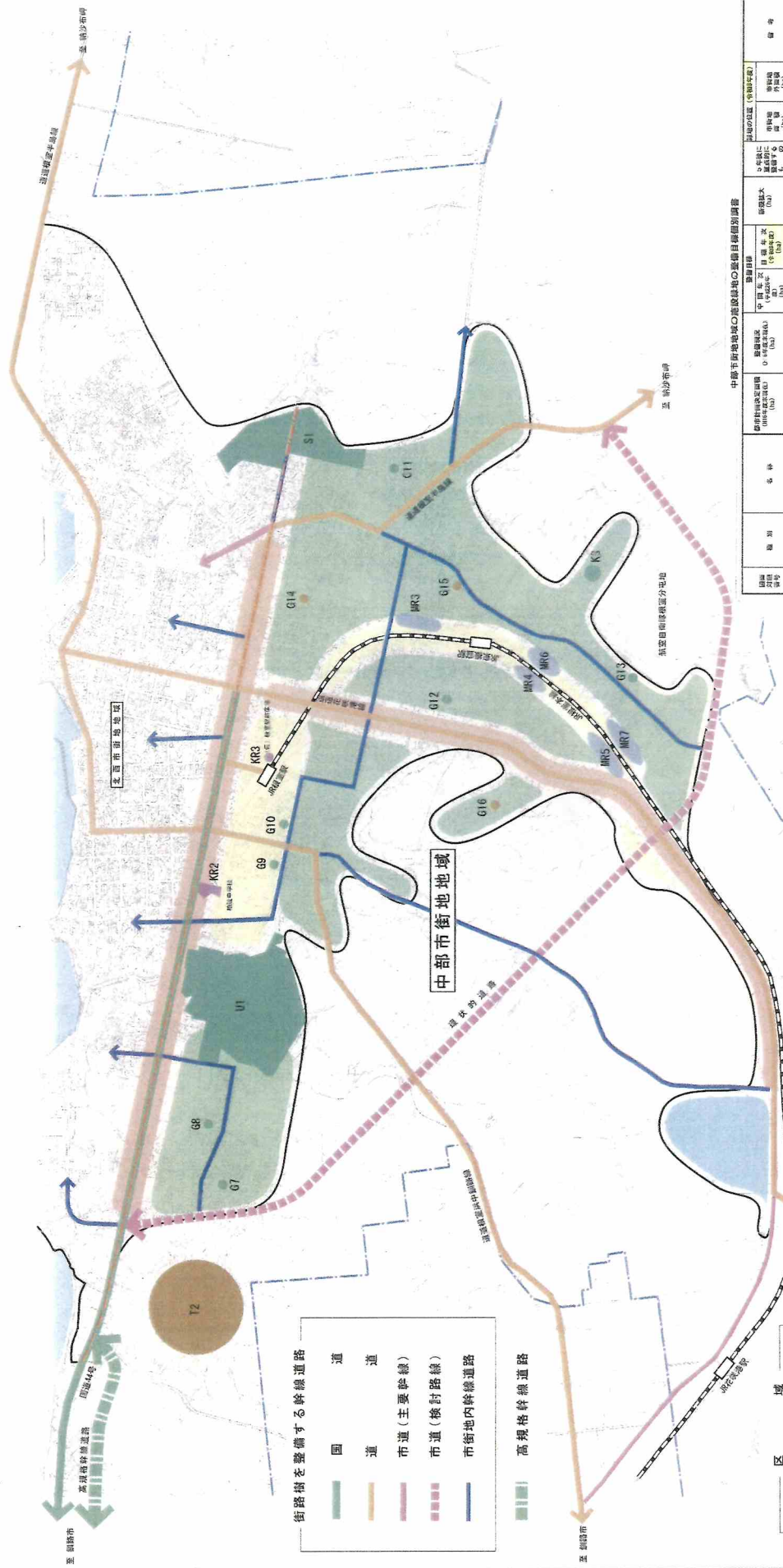
平成17年 根室市緑の基本計画

施設緑地の整備目標別開書

図面 対照 番号	種別	名称	都市計画決定面積 (H18年度末現在) (ha) (A)	整備状況 (H18年度末現在) (ha) (B)	整備目標			5年後に 重点的に 整備する もの	緑地の位置 (令和8年度)		備考
					中間年次 (平成28年 度) (ha) (C)	目標年次 (令和8年 度) (ha) (D)	新規拡大 (ha) (E = D - B)		市街地 面積 (ha)	市街地 外面積 (ha)	
G1	街区公園	花園公園	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	-	0.05	-	
G2	"	ときわわ台公園	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	-	0.80	-	
G3	"	ふれあい広場	-	0.85	0.85	0.85	0.85	-	0.85	-	
G4	"	望洋公園	-	0.15	0.15	0.15	0.15	-	0.15	-	
G5	"	(仮) 街区公園	-	-	0.25	0.25	0.25	-	0.25	-	
G6	"	(仮) 街区公園	-	-	0.25	0.25	0.25	-	0.25	-	
G7	"	西浜町団地第1公園	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	-	0.44	-	
G8	"	西浜町団地第2公園	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	-	0.19	-	
G9	"	敷島公園	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	-	0.09	-	
G10	"	光和公園	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	-	0.18	-	
G11	"	明治町団地公園	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	-	0.23	-	
G12	"	昭和公園	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	-	0.24	-	
G13	"	光洋公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	-	0.11	-	
G14	"	(仮) 街区公園	-	-	-	0.25	0.25	0.25	0.25	-	
G15	"	(仮) 街区公園	-	-	-	0.25	0.25	0.25	0.25	-	
G16	"	(仮) 街区公園	-	-	-	0.25	0.25	0.25	0.25	-	
K1	近隣公園	根室公園	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	-	1.40	-	
K2	"	鳴海公園	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	-	1.20	-	
K3	"	駒ヶ丘公園	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	-	1.10	-	
K4	"	花咲港東公園	1.10	-	-	1.10	1.10	-	1.10	-	
S1	総合公園	明治公園	11.40	11.40	11.40	11.40	11.40	-	11.40	-	
U1	運動公園	根室総合運動公園	26.60	12.10	19.40	26.60	26.60	-	26.60	-	
T1	特設公園	望郷の碑公園	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	-	-	3.00	都市計画区域外
T2	"	(仮) 市民の森公園	-	-	18.70	37.40	37.40	37.40	-	37.40	-
TR1	都市緑地	(仮) 港湾緑地	-	-	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	-	
TR2	"	(仮) 港湾緑地	-	-	-	0.80	0.80	0.80	0.80	-	
TR3	"	(仮) 港湾緑地	-	-	-	2.90	2.90	2.90	2.90	-	
KR1	公共施設緑地	北斗小 学校	-	0.40	0.40	0.40	0.40	-	0.40	-	
KR2	"	柏陵中 学校	-	0.50	0.50	0.50	0.50	-	0.50	-	
KR3	"	(仮) 根室駅前広場	-	-	-	0.30	0.30	0.30	0.30	-	
KR4	"	花咲港区西浜地区ふれあい広場	-	0.13	0.13	0.13	0.13	-	0.13	-	
MR1	民間施設緑地	市杵島神社(弁天島)	-	3.20	3.20	3.20	3.20	-	-	3.20	都市計画区域外
MR2	"	金刀比羅神社	-	2.20	2.20	2.20	2.20	-	2.20	-	
MR3	"	鉄道防雪林	-	1.50	1.50	1.50	1.50	-	1.50	-	
MR4	"	鉄道防雪林	-	1.50	1.50	1.50	1.50	-	1.50	-	
MR5	"	鉄道防雪林	-	2.60	2.60	2.60	2.60	-	2.60	-	
MR6	"	鉄道防雪林	-	1.60	1.60	1.60	1.60	-	1.60	-	
MR7	"	鉄道防雪林	-	1.90	1.90	1.90	1.90	-	1.90	-	
MR8	"	花咲港金刀比羅神社	-	0.50	0.50	0.50	0.50	-	0.50	-	
	合計		48.13	49.56	79.56	111.31	46.15		67.71	43.60	

■ 中部市街地地域の実現のための施策の方針図

オホーツク海



- 街路樹を整備する幹線道路
- 国 道
  - 道 道
  - 市道 (主要幹線)
  - 市道 (検封路線)
  - 市街地内幹線道路
  - 高規格幹線道路

- 区 域
- 都市計画区域
  - 将来市街地ゾーン
  - 地域区分線
  - 鉄 道

- 市街地内土地利用
- 専用住宅地
  - 一般住宅地
  - 沿道型住宅地
  - 工業地

- 都 市 公 園
- 都市公園 (既決定)
  - 都市公園 (計 画)
  - 街 区 公 園
  - 近 隣 公 園
  - 合 合 公 園
  - 運 動 公 園
  - 特 殊 公 園
  - 都 市 緑 地

- 都市公園以外の施設緑地
- KR 公共施設緑地
  - MR 民間施設緑地

中部市街地地域の施設緑地の整備目標別開算

施設種別	種別	整備計画			施設緑地整備率			備考
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E-D-B)	(F)	
G17	緑地公園	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	
G18	緑地公園	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	
G19	緑地公園	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	
G20	緑地公園	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	
G21	緑地公園	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	
G22	緑地公園	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	
G23	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G24	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G25	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G26	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G27	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G28	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G29	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G30	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G31	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G32	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G33	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G34	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G35	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G36	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G37	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G38	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G39	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G40	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G41	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G42	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G43	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G44	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G45	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G46	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G47	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G48	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G49	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G50	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G51	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G52	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G53	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G54	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G55	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G56	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G57	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G58	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G59	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G60	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G61	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G62	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G63	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G64	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G65	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G66	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G67	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G68	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G69	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G70	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G71	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G72	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G73	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G74	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G75	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G76	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G77	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G78	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G79	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G80	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G81	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G82	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G83	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G84	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G85	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G86	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G87	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G88	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G89	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G90	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G91	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G92	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G93	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G94	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G95	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G96	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G97	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G98	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G99	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
G100	緑地公園	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	

平成17年 根室市緑の基本計画

地域湖沼地の個別調査

湖沼 番号	種別	名称	湖沼計画決定面積 (01年度現在) (ha)	整備状況 (01年度現在) (ha)	配置目標		新規設 (ha)	整備に 要する 整備費 (万円)	湖沼 面積 (ha)	湖沼 水深 (m)	湖沼 利用 状況	湖沼 利用 計画	湖沼 利用 計画 面積 (ha)	湖沼 利用 計画 年度	湖沼 利用 計画 内容	湖沼 利用 計画 実施 年度	湖沼 利用 計画 実施 内容	湖沼 利用 計画 実施 面積 (ha)	
					中間年度 (01年度) (ha)	目標年度 (01年度) (ha)													
1	湖沼	安	9.50	9.50	9.50	9.50	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
2	湖沼	安	6.00	6.00	6.00	6.00	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
3	湖沼	安	24.20	24.20	24.20	24.20	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
4	湖沼	安	6.40	6.40	6.40	6.40	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
5	湖沼	安	5.90	5.90	5.90	5.90	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
6	湖沼	安	31.10	31.10	31.10	31.10	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
7	湖沼	安	99.60	99.60	99.60	99.60	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
1	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	9.50	9.50	9.50	9.50	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
2	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	14.10	14.10	14.10	14.10	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
3	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	2.30	2.30	2.30	2.30	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
4	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	2.10	2.10	2.10	2.10	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
5	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	462.30	462.30	462.30	462.30	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
6	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	31.10	31.10	31.10	31.10	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
7	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	2.10	2.10	2.10	2.10	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
8	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	25.00	25.00	25.00	25.00	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
9	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	1.90	1.90	1.90	1.90	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
10	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	7.00	7.00	7.00	7.00	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
11	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	7.80	7.80	7.80	7.80	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
12	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	1.30	1.30	1.30	1.30	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
13	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	7.60	7.60	7.60	7.60	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
14	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	5.60	5.60	5.60	5.60	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
15	湖沼	地域湖沼計画対象民有林	5.90	5.90	5.90	5.90	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
1	湖沼	河川	24.60	24.60	24.60	24.60	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
2	湖沼	河川	60.80	60.80	60.80	60.80	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
3	湖沼	河川	5.70	5.70	5.70	5.70	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
合	計		660.20	660.20	660.20	660.20	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

頁次 10

### 3-3. 緑化と景観形成の推進方針と目標

#### (1) 緑化と景観形成の推進方針

緑化と景観形成の推進方針は、緑の将来像に基づき次のとおり設定します。

##### □街並み景観に配慮した緑化の推進

市街地における緑化は、街並み景観を形成する上で非常に重要な要素となっていることから、本市の気候・風土を勘案しつつ、地域地区の特性や施設配置の目的などに配慮し、その緑化が市民に潤いを享受し、季節の移り変わりを美しく彩り、街並み景観の構成要素の一部となるような緑化の推進を図ります。

また、緑化の推進においては、緑化する地域・地区の市民と緑化内容についての対話を十分に図りながら進めるものとします。

##### □市民参加による緑化と景観形成の推進

市民参加及び市民主体型の緑化と景観形成の環境づくりを図るため、ボランティアやNPO<sup>\*1</sup>などの市民活動団体におけるまちづくり活動への支援に努めるとともに、それら市民活動と行政とのかかわりを明確化し、市民・事業者・行政が協働できる連携システムの構築を図ります。

<sup>\*1</sup> NPO：継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

#### (2) 緑化の目標

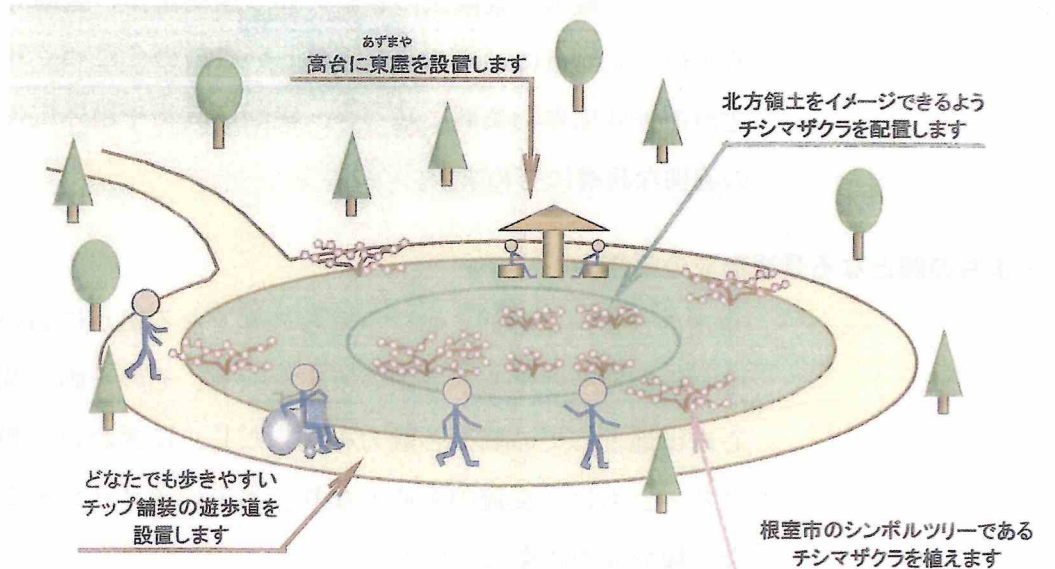
主な緑化の目標を次のとおりとします。

##### ○土地利用に応じた緑化の推進

- ・住宅地 → 生け垣やガーデニングなど、市民の自主的な緑化活動と協働での促進に努めます。また、社寺境内地や防雪林などの民間施設緑地として位置付けられるものについては、所有者の理解と協力を得ながらの緑化の推進に努めます。
- ・商業地 → 中心市街地における賑わいの中で、緑豊かで彩りのある魅力的な商業地となるよう、事業者の理解と協力を得ながら、また、中心市街地整備との連携を図りながら緑化の促進に努めます。
- ・工業地 → 周辺の自然環境及び住環境に配慮しつつ、事業者の理解と協力を得ながら工場立地法に基づいた工場の外周や駐車場等の緑化促進に努めます。

- ・市民の森 → 隣接する道立北方四島交流センター等の施設との一体感が感じられるような連携を図りつつ、国指定の西月ヶ岡遺跡などが位置する豊かな自然環境の中で本市の歴史と文化にふれることができ、人々の交流や自然とのふれあいができる拠点として、市民の森のコンセプトを次のとおりに設定して積極的な緑化の推進を図ります。また、当面の整備としては、北海道が主体となった生活環境保全林整備事業における「チシマザクラの森づくり」を、北海道との調整を図りながら推進していくものとします。

■チシマザクラ整備のイメージ



### (3) 景観形成の目標

景観形成における目標を次のとおりとします。

#### ○自然景観の保全

- ・丘陵地景観 → 変化に富んだ丘陵地の中に酪農地帯や樹林地が連続する景観は、やすらぎとうるおいのある市街地周辺の貴重な景観であることから、国・北海道・市が連携・調整しながら農地法及び森林法等の法令に基づく適正な環境保全対策の充実を図ることによって、自然景観の保全を図ります。
- ・水辺景観 → タンネ沼及びオンネ沼は、良好な水辺環境を有し市街地の水源地となっており、この周辺に植生する良好な樹林地は、水源地である沼の水源かん養機能を有していることから、国・北海道



### 3-4. 民間の参加、協力等の促進方針

#### (1) 市民参画による緑豊かな都市づくりの方針

市民・事業者が主役となった自主的な都市づくりの推進や地域の特性に応じた都市づくりを進める目的から、市民参画による緑豊かな都市づくりの推進を図ります。

##### ■NPO・ボランティア活動の連携システムの構築

近年は、NPOやボランティア活動などの市民活動が注目を集め、その活動は福祉から都市づくりと幅広いものとなっており、本市においても植樹祭などの緑化活動は重要なものとなっています。

そのため、幅広く分野を越えたNPOとボランティア活動のネットワークづくりや情報交換など、NPOやボランティアの活動を促進していくため連携システムの構築を図り、市民・事業者及び行政が協働・参画した体制づくりを推進するとともに、市民一人ひとりが緑豊かな都市づくりに参画できる環境づくりを推進します。

##### ■都市づくりへの提案制度等の活用促進

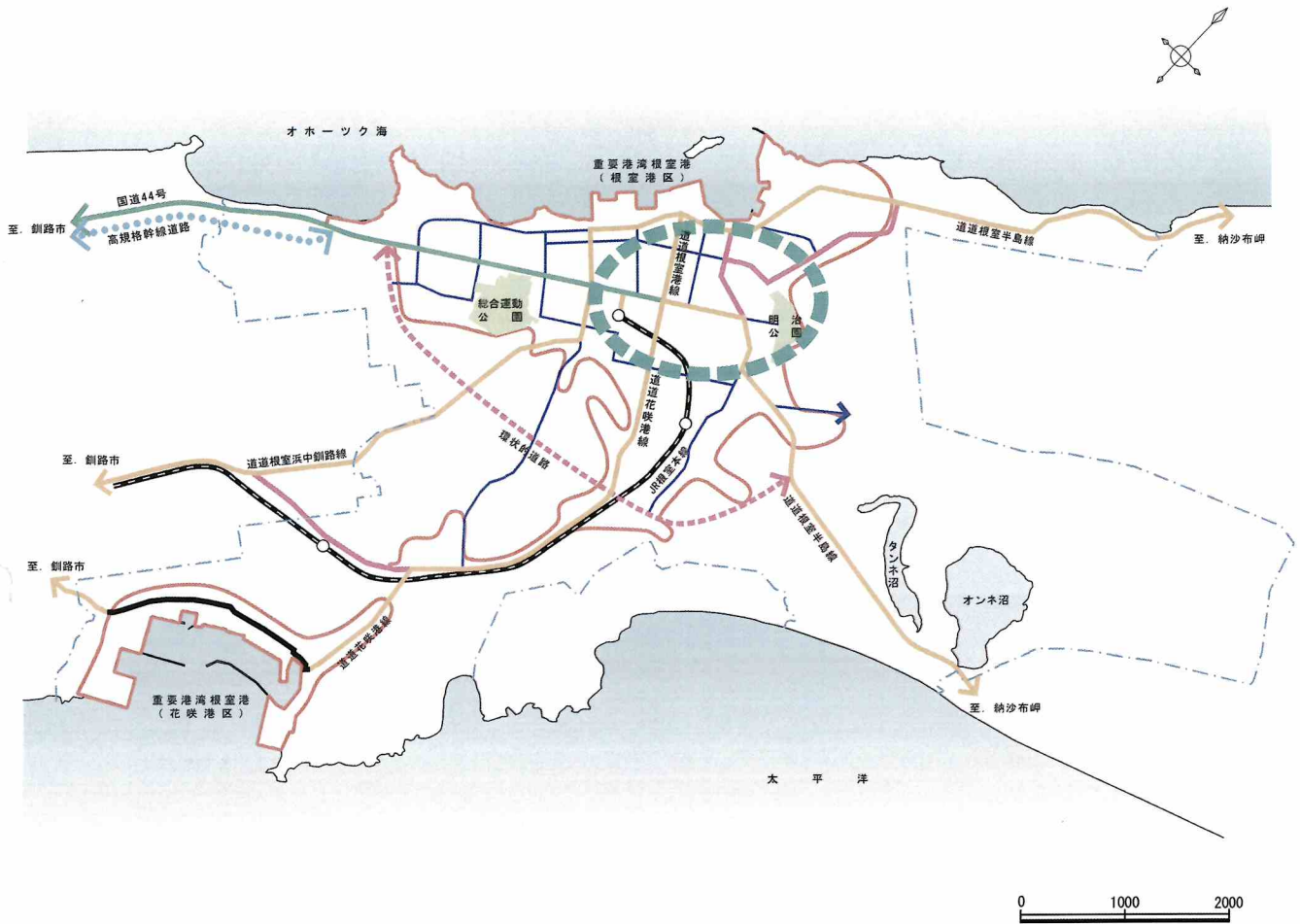
平成14年の都市計画法の改正により、市民・NPO法人等から公園・緑地に関する都市計画をはじめとした都市計画全般への提案制度(都市計画法第21条の2)が創設されたことを踏まえ、市民参画による特色ある緑豊かな都市づくりを推進するため、都市計画法に基づく提案制度の活用を促進するとともに、制度の趣旨や理解を深めるための啓発活動を推進します。












また、地域・地区における歴史・風土・文化などの特性に応じた個性と魅力ある緑豊かな都市づくりを促進するとともに、秩序と統一感のある緑豊かな都市づくりを促進するため、都市緑地法に基づく緑化協定の活用を市民・事業者及び行政の協働・参画のもと推進します。

#### (2) 普及啓発活動の推進方針

市民と行政が協働しながら、現在実施されている植樹祭、花木市、緑の募金等の活動を基本とした、緑豊かな郷土づくりを目指した緑化に関する普及啓発活動の充実に努めます。特に植樹祭に関しては、市民の森の緑化推進を図る上で重要な活動となることから、その活動の積極的な推進を図ります。

■緑化重点地区の候補地位置図



- |   |                    |  |              |
|---|--------------------|--|--------------|
|  | 計画対象区域<br>(都市計画区域) |  | 国 道          |
|  | 将来的な市街地区域          |  | 道 道          |
|  | 緑化重点地区候補地          |  | 市 道          |
|   |                    |  | 市道(検討路線)     |
|   |                    |  | 市街地内<br>幹線道路 |
|   |                    |  | 臨港道路         |
|   |                    |  | 高規格幹線道路      |
|   |                    |  | 鉄 道          |